

# 阿見町地域福祉計画

第3次計画

令和3年度～令和7年度



令和3年3月

阿見町



## ごあいさつ

阿見町の人口は令和3年3月1日現在、48,073人（住民基本台帳人口）になり、近年横ばいで推移しています。全国的な人口減少の時代にあって、阿見町の人口は維持されている一方、町内の出生率は茨城県平均と比較して低く推移しており、少子化の傾向には歯止めがかかっていません。さらに、今後20年間程度は老年人口が増え続けると見込まれています。急速な少子高齢化による人口減少や個人の価値観の多様化、家族や地域社会のつながりの希薄化などにより、子どもの貧困やひきこもり、高齢者等の社会的孤立といった、既存の福祉サービスのみでは十分な支援が行き届かないような課題が顕在化するなど、福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。



阿見町ではこれまで、平成23年度を初年度とする第1次・第2次阿見町地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。また、平成29年4月には社会福祉法の改正が行われ、人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民やボランティア、行政などの多様な主体が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに築っていく「地域共生社会」の実現が求められております。

このような状況を踏まえ、阿見町では、高齢、障害、子育て、健康といった各分野を横断的につなぎ、あるいは相互に調和を図りながら、地域福祉を総合的に推進していくための計画として、令和3年度からの5年間を計画期間とする「第3次阿見町地域福祉計画」を策定いたしました。

この計画では、「一人ひとりが地域の担い手 ともに支え合い、助け合う 地域共生のまち あみ」を基本理念に掲げ、阿見町に住み、活動するすべての人が、支え手側・受け手側と分かれることなく、互いに支えあいながら活躍できる社会を目指し、あらゆる主体が「ともに生きる」まちづくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画策定にご尽力いただきました、阿見町地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、計画策定の過程において貴重なご意見を賜りました多くの町民の方々、関係機関の皆様にご心より御礼申し上げます。

令和3年3月

阿見町長 千葉 繁



# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画の概要.....	3
(1) 計画の趣旨と背景 .....	3
(2) 地域共生社会の実現に向けて .....	4
2 地域福祉と「自助・共助・公助」 .....	5
(1) 地域福祉とは.....	5
(2) 「自助・共助・公助」の考え方 .....	5
3 計画の位置づけと計画の期間.....	6
(1) 計画の法的根拠と役割.....	6
(2) 本町における地域福祉の方向性.....	7
(3) その他町の関連計画.....	7
(4) 成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ .....	8
(5) 計画期間.....	8
4 計画の策定体制 .....	9
(1) 阿見町地域福祉計画策定委員会.....	9
(2) アンケート調査 .....	9
(3) パブリックコメント.....	9
<b>第2章 阿見町の現状</b> .....	<b>11</b>
1 人口動態と世帯の状況 .....	13
(1) 人口の推移.....	13
(2) 人口構成比の推移 .....	13
(3) 人口ピラミッド .....	14
(4) 世帯数と1世帯あたり人員数の推移.....	14
2 子ども・高齢者・障害者等の状況 .....	15
(1) 子どもの状況 .....	15
(2) 高齢者の状況 .....	16
(3) 障害者の状況 .....	19
(4) 生活保護受給世帯数及び受給者数.....	20
(5) 虐待相談件数の推移.....	20
3 地域の状況.....	21
(1) 民生委員・児童委員.....	21
(2) シルバークラブの推移.....	22
(3) 社会福祉協議会 .....	22
(4) NPO法人.....	23
4 アンケート調査概要 .....	24
(1) 地域への関心度 .....	25
(2) 近所付き合い .....	26
(3) 地域活動の状況 .....	27

(4) 地域における問題点 .....	32
(5) 地域住民が取り組むべき課題や問題.....	33
(6) 成年後見制度を利用しやすくするために必要なこと .....	34
(7) 保健福祉施策を充実していくために必要な取り組み .....	35
(8) 社会福祉協議会で充実してほしいこと.....	36
(9) 日常生活で起きる問題に対する解決方法 .....	36
(10) 住んでいる地域への愛着 .....	37
(11) 成果指標の状況 .....	38
(12) 民生委員・児童委員の活動を行っていくうえで大変と感ずること .....	39
(13) 民生委員・児童委員の活動を行ううえでの問題点・課題.....	40
(14) 民生委員・児童委員の活動をする中での地域福祉に関する課題 .....	41
5 課題の整理 .....	42
(1) 地域の支え合い、助け合いの必要性.....	42
(2) 気軽に相談できる体制づくりの必要性.....	43
(3) 安全・安心な地域づくりの必要性.....	43
<b>第3章 計画の基本的な考え方 .....</b>	<b>45</b>
1 基本理念 .....	47
2 基本目標 .....	48
3 計画の体系図.....	49
<b>第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み .....</b>	<b>51</b>
基本目標1 地域の支え合い、助け合いを推進する .....	53
1 地域福祉の意識の醸成 .....	53
(1) 学校や地域における福祉教育の充実.....	53
(2) 広報・啓発活動の充実.....	53
2 地域でのふれあい、交流の場づくり .....	55
(1) 世代間交流の推進 .....	55
(2) 地域での交流活動の推進.....	55
3 地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり .....	57
(1) 地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成.....	57
(2) ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり .....	57
(3) 地域活動やボランティア活動への支援.....	58
(4) 地域活動組織の活性化.....	58
(5) 支え合い、助け合いの仕組みづくりへの支援 .....	58
基本目標2 気軽に相談できる体制づくりを推進する .....	61
1 包括的な支援体制の充実 .....	61
(1) 総合的な相談支援体制の充実 .....	61
(2) 地域における身近な相談支援体制の充実 .....	61
(3) 複合的な生活課題を抱えた人への支援体制の強化.....	61
2 保健・福祉サービスの充実.....	63
(1) 情報提供の充実 .....	63
(2) 福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実.....	63

(3) 健康で活気のある地域づくり .....	63
3 権利擁護の推進【阿見町成年後見制度利用促進基本計画】 .....	66
(1) 権利擁護や成年後見制度の周知啓発と利用促進 .....	67
(2) 中核機関の設置運営 .....	67
(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり .....	68
4 地域福祉のネットワークづくり .....	70
(1) 民生委員児童委員活動の支援 .....	70
(2) 社会福祉協議会との連携強化 .....	70
(3) 多様な活動をつなぐネットワークづくり .....	71
基本目標3 安全・安心な地域づくりを推進する .....	72
1 防災・防犯体制の充実 .....	72
(1) 災害時における地域防災体制づくり .....	72
(2) 避難行動要支援者の避難支援体制づくり .....	72
(3) 地域で取り組む防犯体制づくり .....	73
2 暮らしやすい生活環境の充実 .....	74
(1) 快適に暮らせる環境づくり .....	74
(2) バリアフリー等によるまちづくりの推進 .....	74
<b>第5章 計画の推進に向けて .....</b>	<b>77</b>
1 計画の推進体制 .....	78
(1) 町民の役割 .....	78
(2) 地域の役割 .....	78
(3) 民生委員・児童委員の役割 .....	78
(4) 福祉サービス事業者の役割 .....	78
(5) 社会福祉協議会の役割 .....	79
(6) 行政の役割 .....	79
2 進行管理 .....	80
3 目標値の設定 .....	81
<b>資料編 .....</b>	<b>83</b>
1 阿見町地域福祉計画策定委員会運営要綱 .....	85
2 阿見町地域福祉計画策定委員名簿 .....	87
3 策定経過 .....	88



# 第1章

## 計画の策定にあたって



# 1 計画の概要

## (1) 計画の趣旨と背景

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなどを背景に、地域住民一人ひとりの福祉ニーズが多様化し、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分に対応できない状況となっています。また、一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯<sup>※</sup>や、介護と育児のダブルケアなど）、ひきこもりなど地域から孤立している状態など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。

一方で、福祉分野で活躍する従事者の成り手不足や、地域福祉分野において活躍が期待され、担い手となる地域住民の次世代の育成が困難な状況にあります。

このように、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、さらには課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支える側」の力に頼るだけでは課題の解決が困難です。地域住民や関係団体、行政などが協力し、年齢を問わず「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、住民一人ひとりが支え合うことが大切です。

国は、高齢者や障害者、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。さらに、「地域共生社会」の実現に向けて平成29年に社会福祉法を改正し、「地域福祉計画」を福祉の各分野の上位計画として位置付けるとともに、策定を努力義務とするなど、地域福祉の重要性を改めて示しました。

また、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和3年4月施行予定）では、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めています。

さらに、平成27年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs<sup>※</sup>）では、「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会実現のため、17の目標と169のターゲットを掲げています。

このような状況を踏まえ、本計画では、町と社会福祉協議会の連携だけでなく、町民、事業所、関係機関などと協力しながら、阿見町の地域福祉の推進を図っていきます。

なお、本計画策定期間中（令和2年度）、新型コロナウイルス感染症の影響が出ており、現段階では「新たな生活様式」を適宜取り入れながら各施策・事業を展開していますが、その終息は未だ見通せない状況です。本計画の期間中（令和3年度から令和7年度）においても、可能な限りの新型コロナウイルス感染症等への対応を踏まえた上で計画を推進します。

※ 8050問題：80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題。

※ SDGs：Sustainable Development Goalsの略称であり、貧困、健康、教育、まちづくり、環境など様々な社会問題の解決に向けて採択された17の目標のこと。

## (2) 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が自分のこととして参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。地域共生社会の実現に向けては、地域の力を強め、その持続可能性を高めていくことが必要であり、地域が直面する課題を共有し、他計画等の取組と地域福祉を推進する取組を結びつけながら、地域づくりやそのための仕組みづくりなどを推進することが求められます。

また、その過程で、高齢者や障害者への支援、子ども・子育て支援など、各分野で制度的な対応を着実に進めるとともに、各分野の制度の狭間にある福祉課題・生活課題を解決していくことが求められます。そのため、本計画は、地域共生社会の実現をめざすための推進計画として位置づけ、取組を推進します。

### 「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格

#### ■地域課題の解決力の強化

- ・住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- ・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ・地域福祉計画の充実

#### ■地域を基盤とする包括的支援の強化

- ・地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築

#### ■地域丸ごとのつながりの強化

#### ■専門人材の機能強化・最大活用

(平成 29 年 2 月 7 日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定) をもとに作成)

### 【社会福祉法の改正のポイント】(法第 4 条第 2 項、法第 6 条第 2 項、法第 106 条の 2・3)

- 地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すという「地域福祉の方法」が明記されました。(法第 4 条第 2 項)
- 地域福祉を推進するにあたっての「国及び地方公共団体の責務」を定め、その責務を具体化し、公的責任を明確にするため「包括的な支援体制の整備」に努めることが規定されました。(法第 6 条第 2 項、法第 106 条の 3)
- 「福祉の各分野における相談支援を担う事業者の責務」として、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につなぐことが努力義務とされました。(法第 106 条の 2)

資料：社会福祉法人全国社会福祉協議会 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック」より

## 2 地域福祉と「自助・共助・公助」

### (1) 地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域で暮らす誰もが、安心して生きがいを持った生活を送れるよう、地域の人と人とのつながりを大切に、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、地域住民、行政、社会福祉関係団体等が相互に協力する仕組みを作ることです。

また、地域福祉では、高齢者、障害者、子どもなどを縦割りでとらえるのではなく、横断的に支援する必要があります。さらに、複合的な課題を抱える世帯についても視野に入れた包括的な支え合いのあり方を考えていくものです。

### (2) 「自助・共助・公助」の考え方

地域福祉の推進にあたっては、「自助・共助・公助」の視点が重要なポイントです。

自分たちの生活をより豊かで安心できるものとするためには、自分たちの住んでいる地域のことをよく理解している住民自らの手による地域福祉活動の実践が求められます。その際には、自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域、住民同士で支え合い、助け合う「共助」が求められます。

一方、町民の活動やボランティアによる取り組みが主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行う「公助」が行政の役割です。



**自助**

#### 町民一人ひとりができること

- 普段からお互いにあいさつや困っている人への声かけをする。
- 日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ったり、参加したりする。



**共助**

#### 隣近所・地域みんなでできること

- 介護や子育てなど、地域で気軽に話し合える場を持ち、みんなで助け合うこと。
- 地域活動の情報を発信し、支え合うこと



**公助**

#### 行政が取り組むこと

- 地域における見守りや支え合う仕組みづくりを支援する。
- 地域活動のための人材の育成やボランティアの養成を進める。

### 3 計画の位置づけと計画の期間

#### (1) 計画の法的根拠と役割

##### ①地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 包括的な支援体制の整備に関する事項（社会福祉法第 106 条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

##### ②地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、本町では阿見町社会福祉協議会が、上記の理念や仕組みを具体的に実行するための計画となります。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## (2) 本町における地域福祉の方向性

令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「阿見町第6次総合計画 後期基本計画」では、基本理念として「みんなが主役のまちづくり」の実現に向けた施策を推進するにあたり、地域福祉の推進について、次のように記載しています。

### 【目指すまちの姿】

地域の中で住民同士が共に支え合い・助け合い、いきいきと安全・安心に暮らしています。

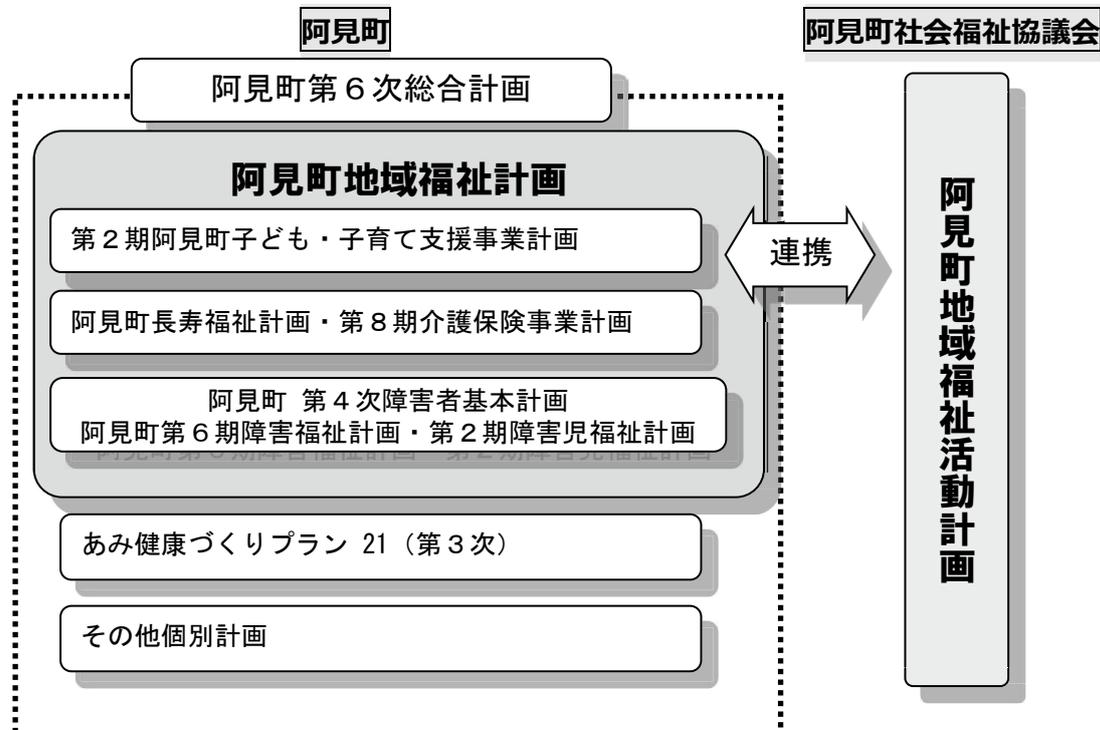
### 【後期基本計画期間の取り組み】

- 地域福祉計画に基づき、住民同士の交流の場や支えあい・助けあいの仕組みづくりを推進します。
- 要配慮者の情報を把握し、迅速な安否確認と必要な支援を実施できる体制を構築します。

## (3) その他町の関連計画

町の「第2期阿見町子ども・子育て支援事業計画」、「阿見町長寿福祉計画・第8期介護保険事業計画」、「阿見町 第4次障害者基本計画～あみ・あい・プラン～」、「阿見町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」、「あみ健康づくりプラン 21（第3次）」等の関連する諸計画との整合性を保ちながら、地域福祉の総合的な推進を図るものです。

### ■計画の位置づけ



#### (4) 成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

本計画の「基本目標 2 気軽に相談できる体制づくりを推進する 3 権利擁護の推進」を成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」として位置付けます。

【参考】 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

(市町村の講ずる措置)	
第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	
2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。	

#### (5) 計画期間

新たな計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
	阿見町第6次総合計画										次期計画	
	第1次計画 平成23～		第2次 阿見町地域福祉計画					第3次 阿見町地域福祉計画				
	阿見町子ども・子育て支援事業計画					第2期阿見町子ども・子育て支援事業計画					次期計画	
	阿見町長寿福祉計画・ 第6期介護保険事業計画			阿見町長寿福祉計画・ 第7期介護保険事業計画			阿見町長寿福祉計画・ 第8期介護保険事業計画			次期計画		
	阿見町 第3次障害者基本計画					阿見町 第4次障害者基本計画					次期計画	
	阿見町第4期障害福祉計画			阿見町第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画			阿見町第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画			次期計画		
	あみ健康づくりプラン 21(第2次)					あみ健康づくりプラン 21(第3次)					次期計画	

## 4 計画の策定体制

### (1) 阿見町地域福祉計画策定委員会

地域福祉に関する事項を審議するため、町民、区長、民生委員・児童委員、学識経験者、福祉に関する団体及び事業者、町議員、町職員等で構成する策定委員会を設置しました。

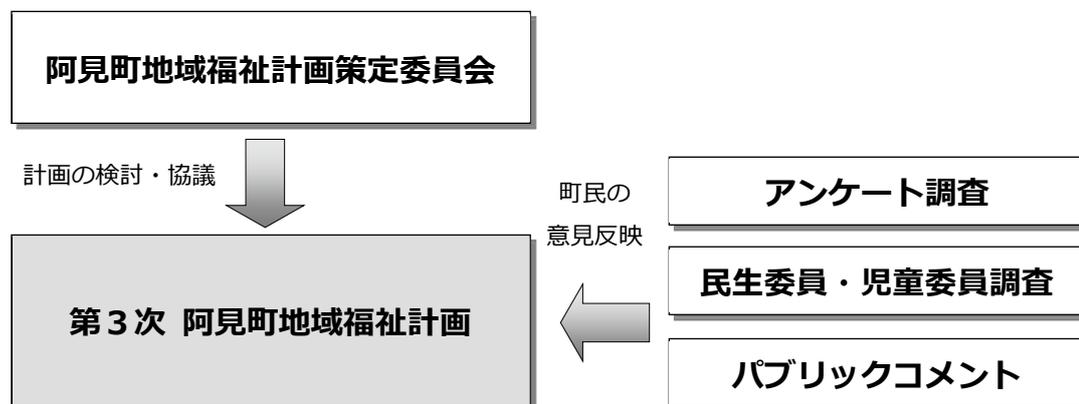
### (2) アンケート調査

地域福祉に関する実態や町民の意識を把握するため、令和2年3月に「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

また、令和2年8月には民生委員・児童委員を対象にアンケート調査を実施しました。

### (3) パブリックコメント※

本計画の策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、令和3年2月にパブリックコメントを実施しました。



※ パブリックコメント：町民の生活にとって重要である政策等を策定する際に、その内容を案の段階で公表し、町民の意見を求め、意見を受けて修正した結果等を公表する一連の手続のこと



# **第2章**

## **阿見町の現状**

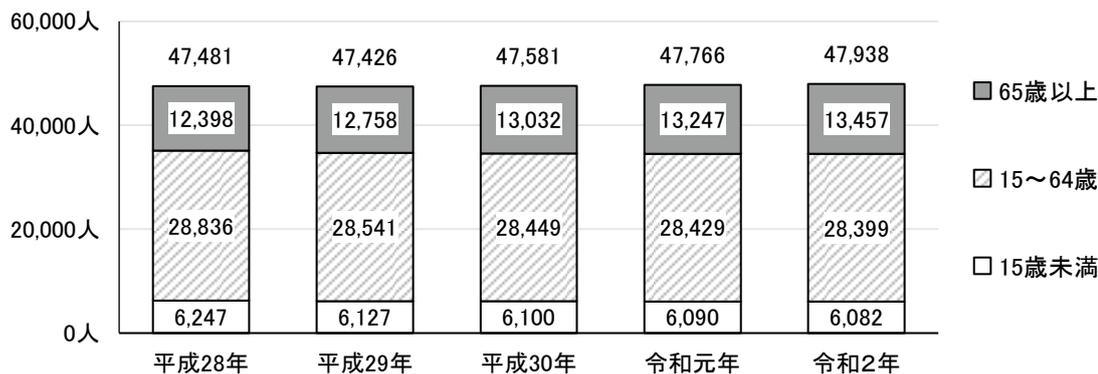


## 1 人口動態と世帯の状況

### (1) 人口の推移

町の総人口は横ばいで推移しており、令和2年では47,938人となっています。

#### ■人口の推移

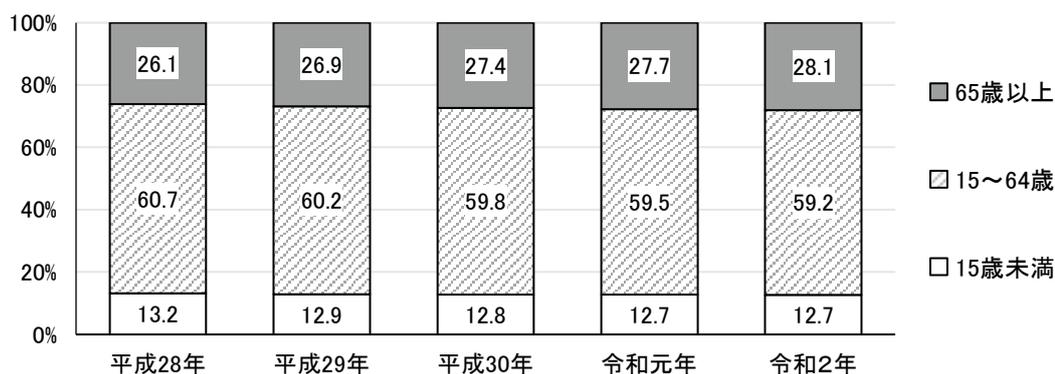


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

### (2) 人口構成比の推移

年齢3区分の推移をみると、0歳から14歳までの年少人口比率、15歳から64歳までの生産年齢人口比率がともに減少している一方、65歳以上の高齢者人口比率は増加しており、今後も少子高齢化が進むものと予測されます。

#### ■年齢3区分人口構成比の推移

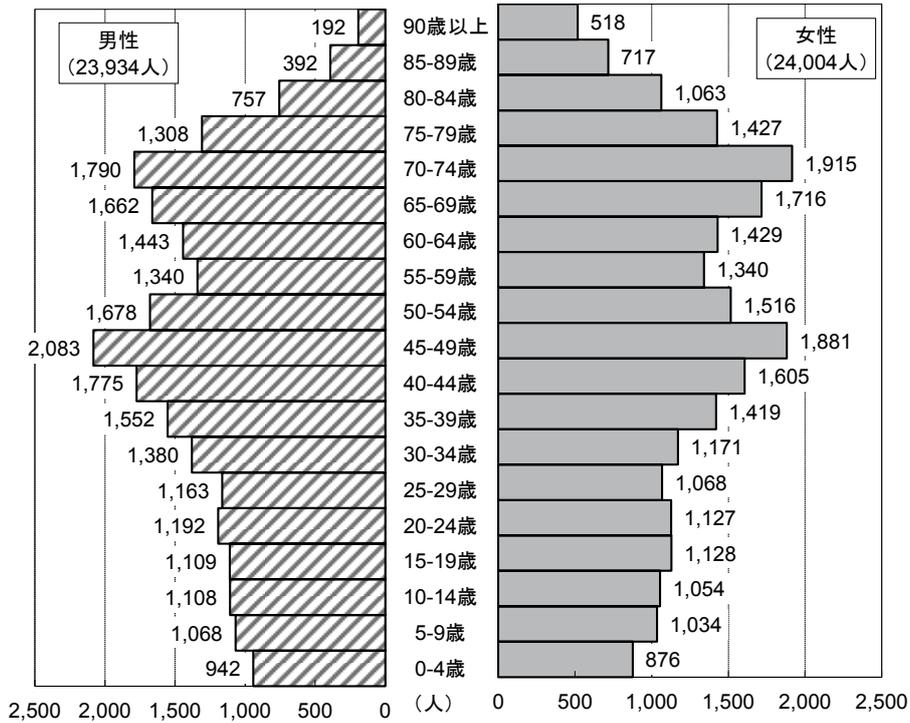


※端数処理の関係で合計が合わないことがあります。以降同じ。 資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

### (3) 人口ピラミッド

令和2年10月1日現在での人口ピラミッドをみると、「45-49歳」「70-74歳」が突出して多い状況です。さらに、ピラミッドの下部の年少人口をみると、下層（年少層）にいくほど人数が少なくなっています。

■人口ピラミッド

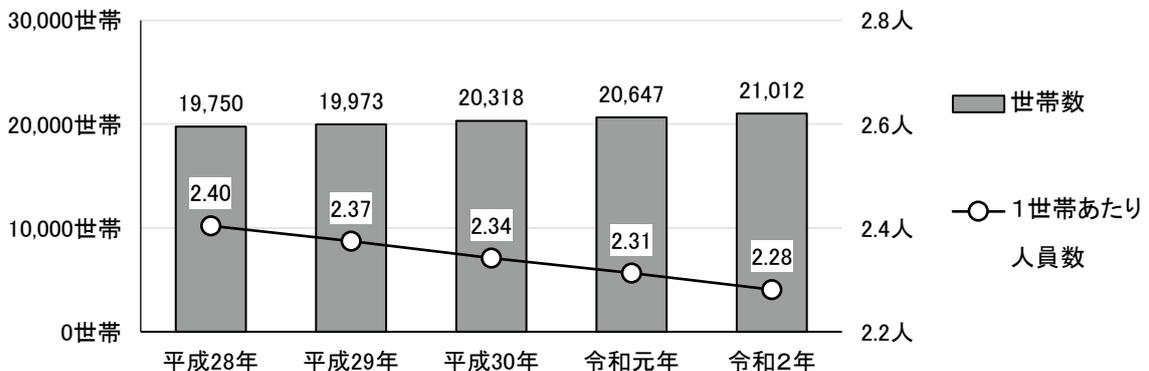


資料：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

### (4) 世帯数と1世帯あたり人員数の推移

世帯数はゆるやかな増加傾向にあり、平成30年以降は20,000世帯を超えています。1世帯あたり人員数は世帯数の増加を受け、減少が続いています。

■世帯数と1世帯あたりの人員数の推移



資料：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

## 2 子ども・高齢者・障害者等の状況

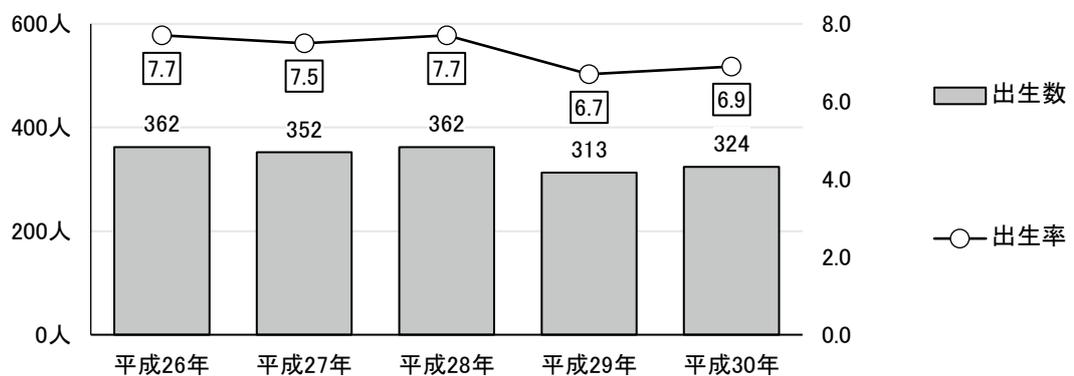
### (1) 子どもの状況

#### ① 出生数及び出生率の推移

本町の出生数については、増減はありますが平成26年から平成28年にかけて、350人前後で推移していましたが、平成29年以降は310人前後で推移しています。

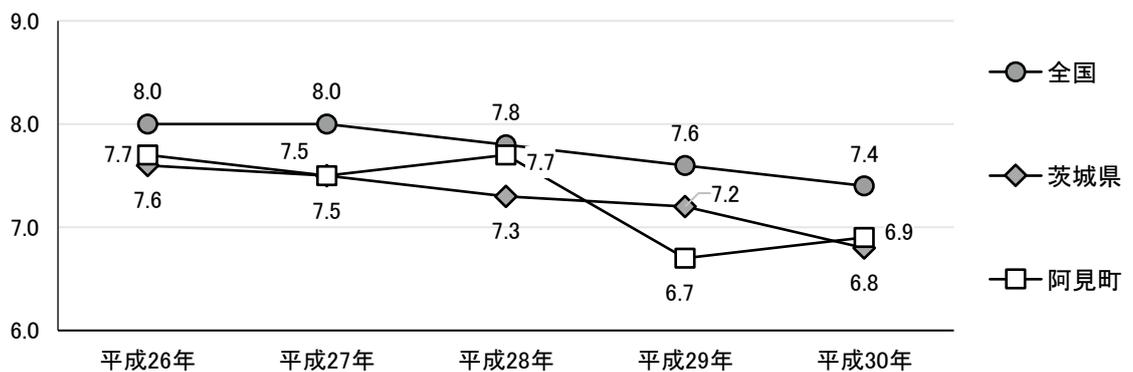
また、出生率についても増減がありますが、平成30年では県と同率となっています。

#### ■ 出生数、出生率の推移



資料：人口動態統計（茨城県保健福祉部厚生総務課）

#### ■ 出生率の推移



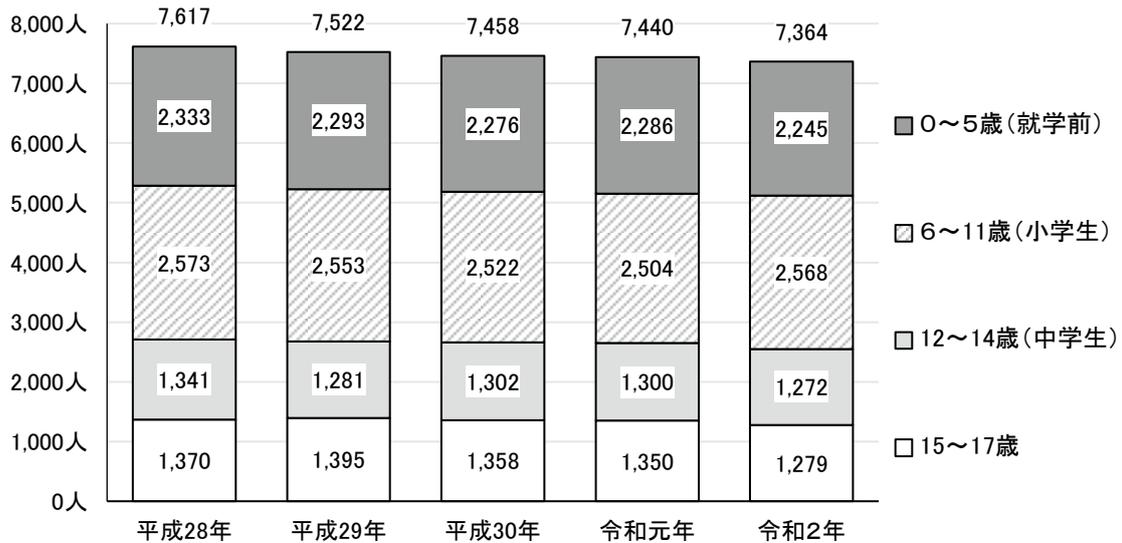
資料：人口動態統計（茨城県保健福祉部厚生総務課）

出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたものである。(人口千人対)

## ② 児童数の推移

本町の18歳未満の児童数は、令和2年10月1日現在で7,364人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は2,245人、6～11歳の小学生児童数は2,568人、12～14歳の中学生児童数は1,272人、15～17歳の児童数は1,279人となっています。平成28年から令和2年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

■ 児童数の推移



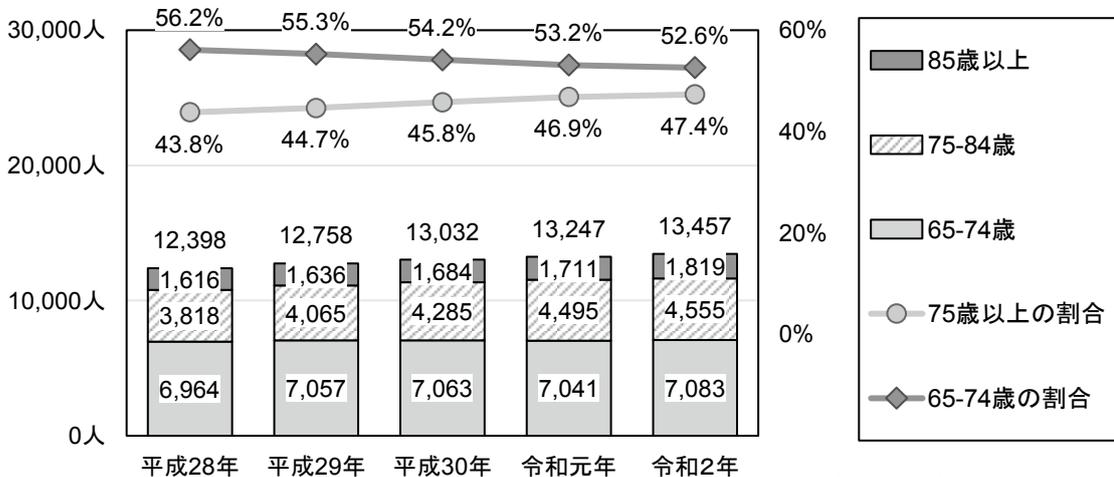
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## (2) 高齢者の状況

### ① 高齢者数と前期・後期比率

本町の高齢者数は増加しています。65歳以上の高齢者のうち、65～74歳の前期高齢者が占める割合は年々減少する一方で、75歳以上の後期高齢者が占める割合が、増加傾向となっています。

■ 前期・後期高齢者比率の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## ②高齢者のいる世帯の状況

本町では、高齢者のいる世帯数及び構成比ともに一貫して増加しており、平成27年では、世帯総数の41.1%にあたる7,719世帯に高齢者がいる状況です。

また、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯いずれについても、世帯数、割合ともに増加し続けており、平成27年では高齢単身世帯は1,519世帯、高齢夫婦世帯は1,818世帯となっています。

### ■高齢者のいる世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全世帯数 (一般世帯数)	16,018 世帯	17,417 世帯	17,945 世帯	18,772 世帯
高齢者を含む世帯 (全世帯数に占める割合)	4,532 世帯 (28.3%)	5,374 世帯 (30.9%)	6,502 世帯 (36.2%)	7,719 世帯 (41.1%)
高齢単身世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合)	551 世帯 (12.2%)	767 世帯 (14.3%)	1,081 世帯 (16.6%)	1,519 世帯 (19.7%)
高齢夫婦世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合)	665 世帯 (14.7%)	933 世帯 (17.4%)	1,280 世帯 (19.7%)	1,818 世帯 (23.6%)

※高齢夫婦世帯は世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫および妻の年齢が65歳以上の世帯

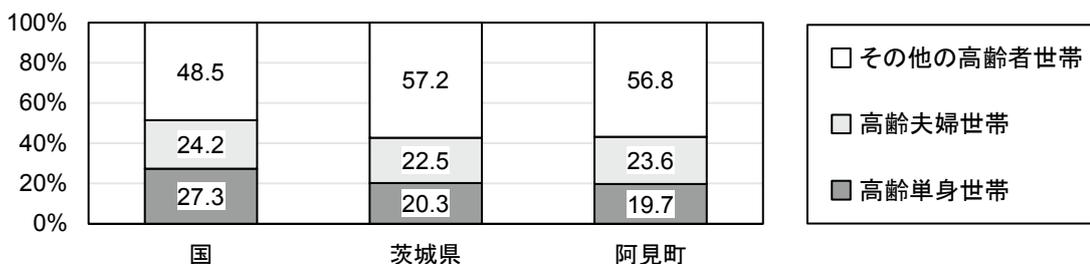
資料：地域包括ケア「見える化」システム(各年10月末現在)

国及び県と比較してみると、高齢者のいる世帯の割合は国の数値を上回っており、本町では高齢者がいる世帯が相対的に多い状況にあると言えます。

また、高齢者がいる世帯に占める、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の割合については、いずれも国より低く、県と同じ水準となっています。

### ■国・県の高齢者を含む世帯数・構成比(平成27年)

	国	茨城県	阿見町
全世帯数 (一般世帯数)	53,331,797 世帯	1,122,443 世帯	18,772 世帯
高齢者を含む世帯 (全世帯数に占める割合)	21,713,308 世帯 (40.7%)	493,718 世帯 (44.0%)	7,719 世帯 (41.1%)

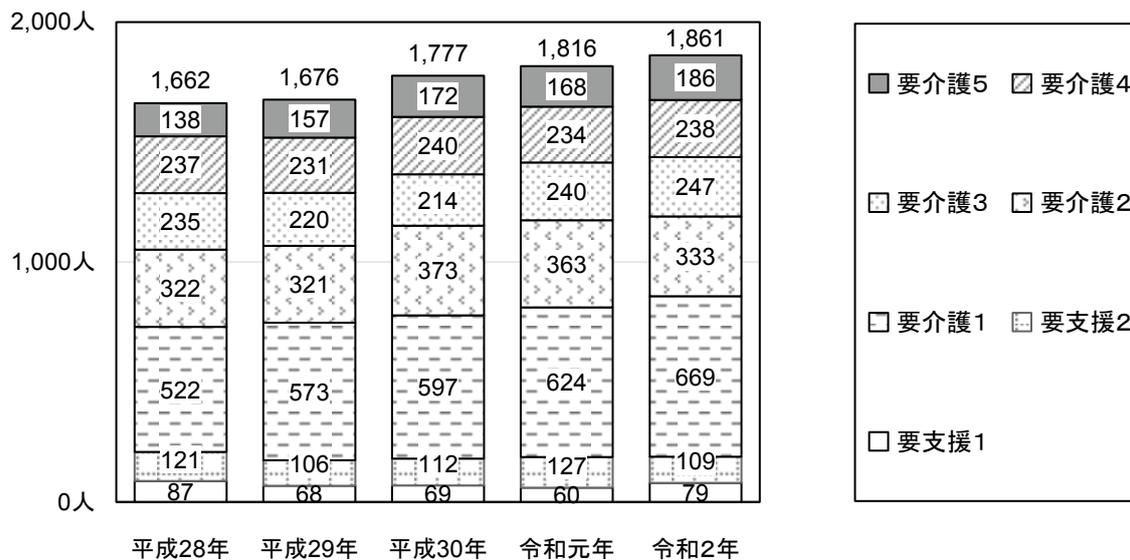


資料：地域包括ケア「見える化」システム(各年10月末現在)

### ③要支援・要介護認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数は緩やかに増加しています。要介護度別にみると、要介護1、要介護5の増加が目立ち、平成28年から令和2年にかけて、要介護1では1.2倍、要介護5では1.3倍となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別）



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

### (3) 障害者の状況

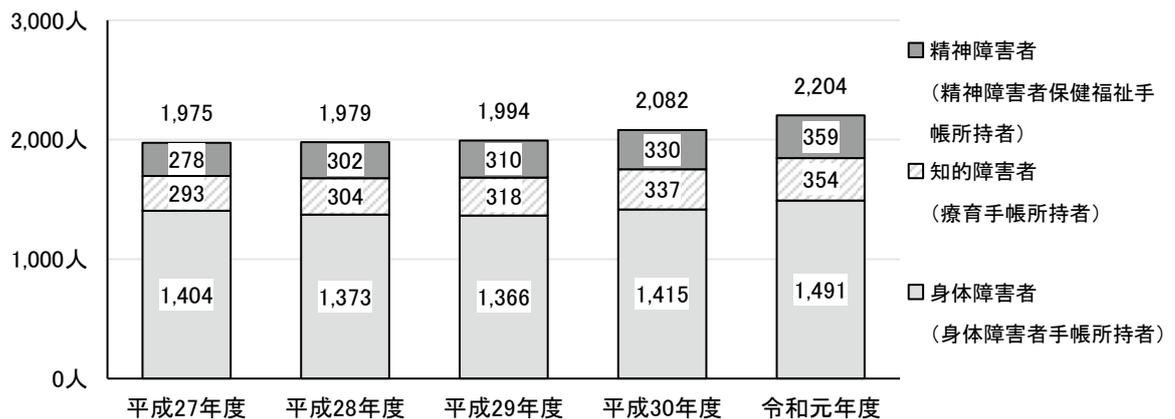
障害者手帳所持者を基準として本町の障害者数をみると、増加しており、障害者数は 2,204 人となっています。

障害種別にみると、特に知的障害者、精神障害者は増加しています。

#### ■ 障害者（手帳所持者）数の推移

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障害者 (身体障害者手帳所持者)	1,404	1,373	1,366	1,415	1,491
知的障害者 (療育手帳所持者)	293	304	318	337	354
精神障害者 (精神障害者保健福祉手帳所持者)	278	302	310	330	359
合 計	1,975	1,979	1,994	2,082	2,204

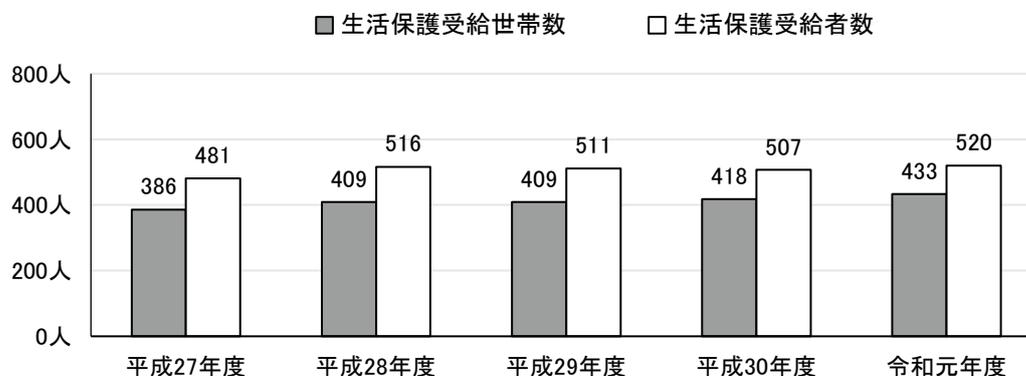


資料：社会福祉課（各年度末日現在）

#### (4) 生活保護受給世帯数及び受給者数

生活保護受給世帯数及び受給者数ともに増加傾向にあります。

##### ■生活保護受給世帯数及び受給者数の推移



資料：茨城県保健福祉部福祉指導課（各年度末日現在）

#### (5) 虐待相談件数の推移

虐待相談件数については、年々増加しています。虐待は潜在的にあることも考えられるため、虐待の早期発見や相談体制の強化が求められています。

##### ■虐待相談件数の推移

単位：件

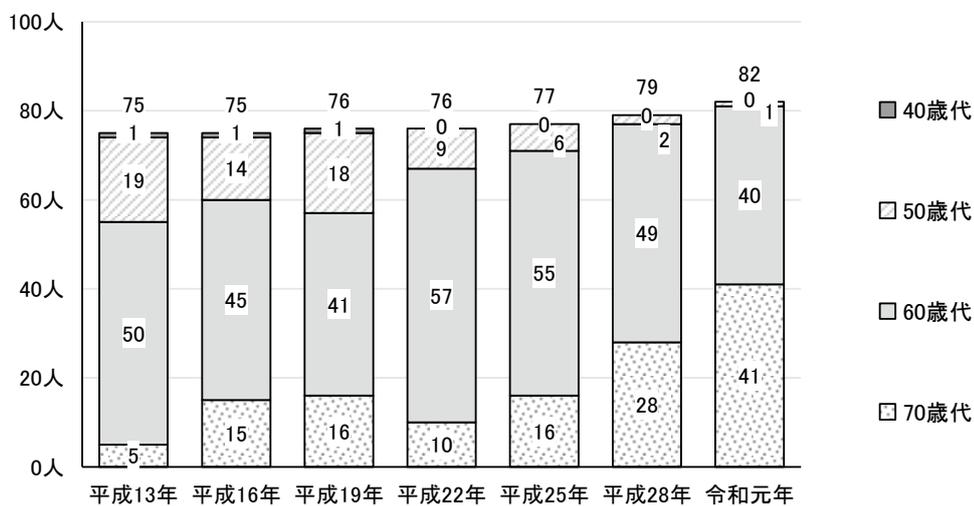
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童	18	23	24	46	41
高齢者	8	15	21	15	12
障害者	0	0	1	2	4

### 3 地域の状況

#### (1) 民生委員・児童委員

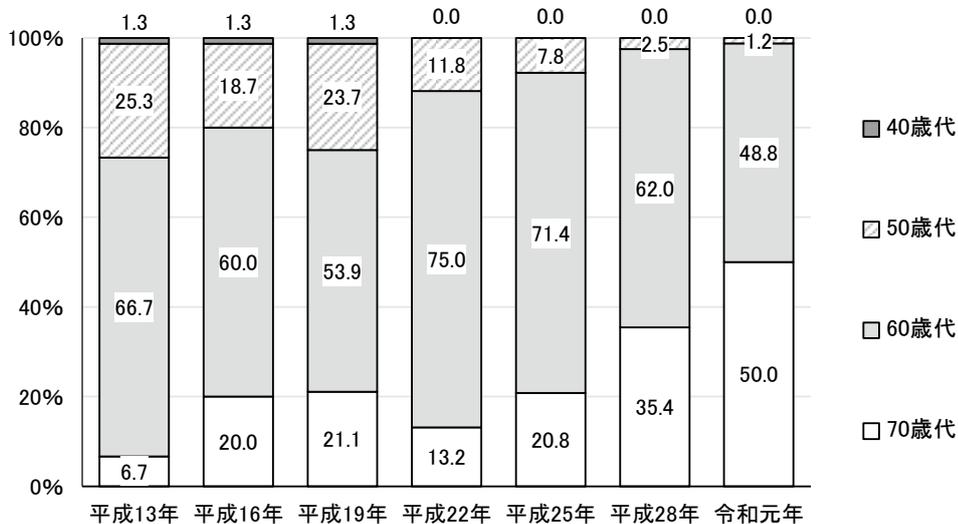
民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域において生活上の困りごとの相談に応じる非常勤の地方公務員です。平成30年3月31日現在232,041人が全国で活動しています。昨今は高齢化や児童虐待、災害への対応など、その役割の重要性が年々高まっている一方で、委員自身の高齢化や活動の負担増、成り手不足といった問題に直面しており、全国的にも欠員率は増加傾向にあります。本町においても、年齢構成割合をみると民生委員・児童委員の高齢化が進んでいることがうかがえます。

■民生委員・児童委員数（年齢別）の推移



資料：社会福祉課（各年12月1日現在）

■民生委員・児童委員の年齢構成割合

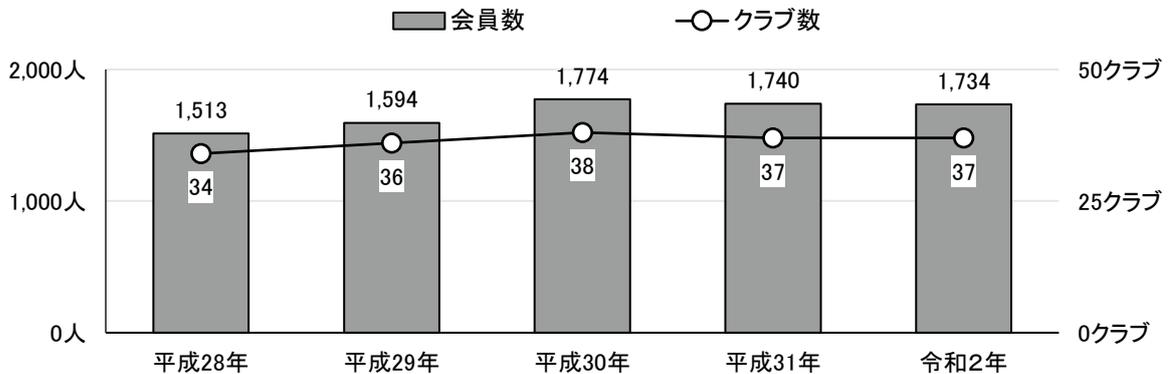


資料：社会福祉課（各年12月1日現在）

## (2) シルバークラブの推移

シルバークラブは、町内の60歳以上の方の自主的な団体で、教養の向上、健康増進などを中心に活動しています。平成30年以降、会員数は減少しています。

### ■シルバークラブの推移



資料：高齢福祉課（各年4月1日現在）

## (3) 社会福祉協議会

阿見町社会福祉協議会は地域住民、ボランティア、福祉施設・団体・グループなどの活動の支援を行っており、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目的とする組織です。

社会福祉協議会の会員数は、年々減少しています。

### ■社会福祉協議会会員数の推移

単位：人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会員	9,580	9,481	9,349	9,449	9,273
特別会員	201	183	171	156	155
法人会員	203	205	209	213	193
合計	9,984	9,869	9,729	9,818	9,621

資料：阿見町社会福祉協議会（令和2年は10月末現在）

**(4) NPO法人**

様々な社会的背景を要因として、人々のボランティア活動に対する関心は高まりをみせており、本町では、高齢者や障害者への支援、子育て支援等に関わるボランティア団体が活発な活動を展開しています。

本町においては、近年増加しており、21 団体が県より認証を受けております。

**■NPO法人数****単位：団体**

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
団体数	17	17	18	20	21

資料：県民生活環境部女性活躍・県民協働課  
(令和2年は7月末現在)

## 4 アンケート調査概要

町内の住民のつながりや地域活動の状況、地域福祉行政に関する意見などを把握し、計画づくりの参考資料として活用するために実施しました。

### ■調査対象・実施方法・実施時期

調査対象	調査方法	実施時期
町内在住の20歳以上の方2,000人（無作為抽出）	郵送	令和2年3月
民生委員・児童委員調査	手渡しによる調査	令和2年8月

### ■配布・回収状況

対象	配布数	回収数	回収率
町民	2,000件	681件	34.1%
民生委員・児童委員	82件	72件	87.8%

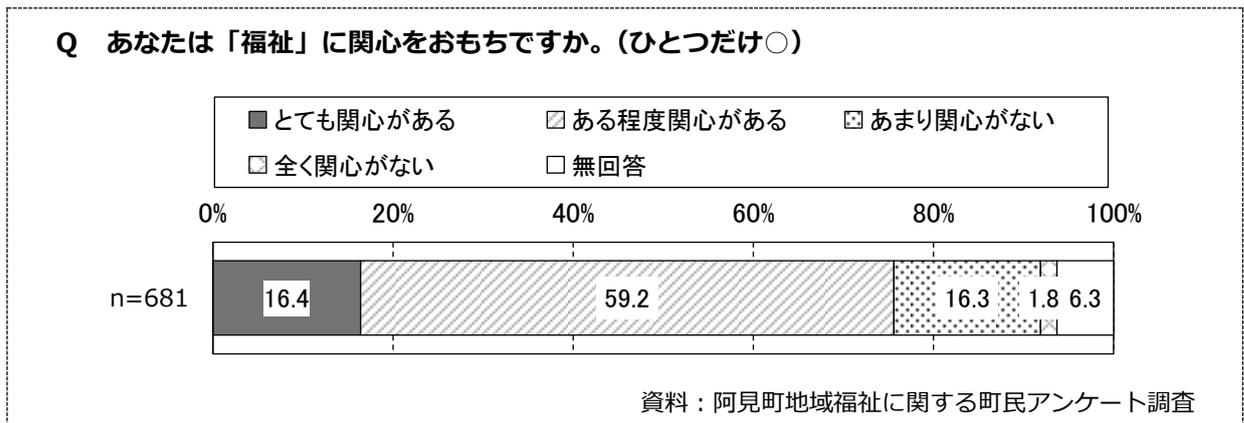
### ■町民アンケート調査の年代別配布・回収数

年代	配布数	回収数	回収率
20代	229件	34件	14.8%
30代	279件	68件	24.4%
40代	376件	103件	27.4%
50代	293件	82件	28.0%
60代	324件	142件	43.8%
70代以上	499件	251件	50.3%
年齢不詳	—	1件	—

#### ※調査結果について

- 【n=\*\*\*】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率（％）で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

## (1) 地域への関心度

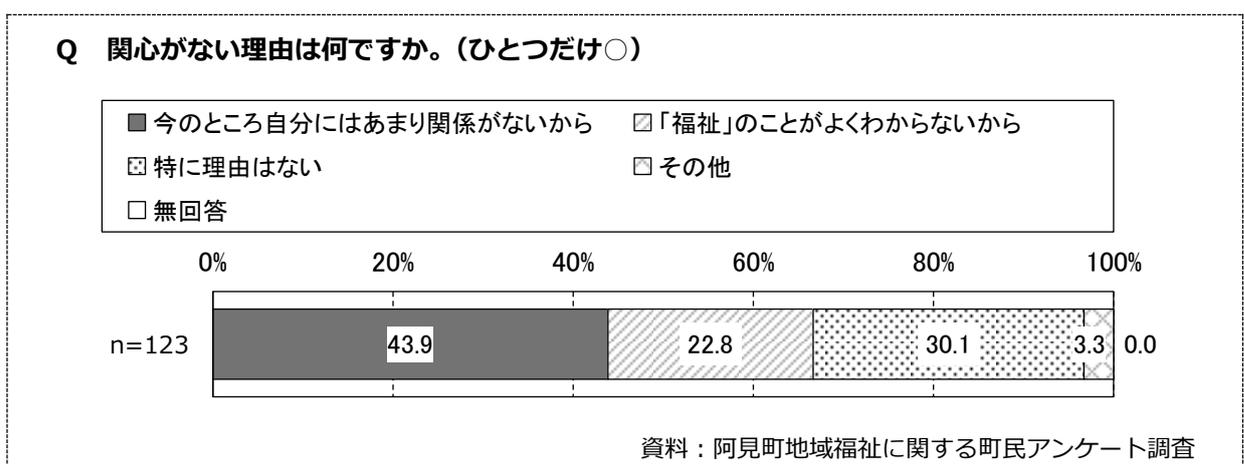


▶福祉への関心では、関心がある割合（「とても関心がある」と「ある程度関心がある」の合計）は75.6%となっています。

## ■アンケート調査経年比較

項目	第1次計画策定時 (平成22年)	第2次計画策定時 (平成27年)	実績値 (令和2年)
「とても関心がある」、 「ある程度関心がある」 と回答した割合	84.3%	77.8%	75.6% (8.7ポイント減)
「あまり関心がない」、 「全く関心がない」と回 答した割合	12.1%	16.1%	18.1% (6ポイント増)

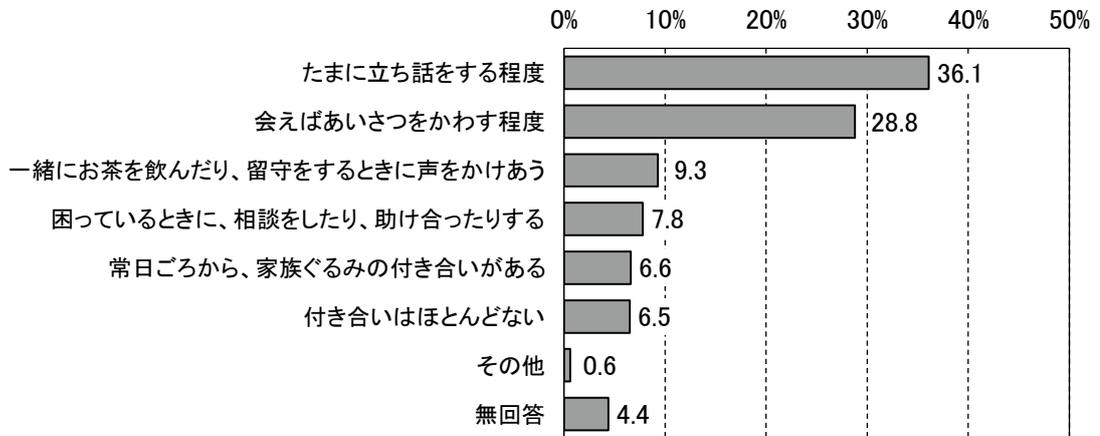
▶平成22年調査と比べると、「とても関心がある」、「ある程度関心がある」は84.3%から75.6%と8.7ポイント減少しています。



▶福祉に関心が無い理由としては「今のところ自分にはあまり関係がないから」が43.9%と最も多く、次いで「特に理由はない」30.1%、「「福祉」のことがよくわからないから」が22.8%となっています。

(2) 近所付き合い

Q あなたは、ふだん近所の方と、どの程度の付き合いをされていますか。(ひとつだけ○)



n=681

資料：阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▶ふだんの近所付き合いでは「たまに立ち話をする程度」が36.1%と最も多く、次いで「会えばあいさつをかわす程度」が28.8%、「一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあう」が9.3%となっています。また、「付き合いはほとんどない」が6.5%となっています。

■年代別クロス

		近所付き合いの程度								
		合計 (人)	常日 ごら いから あ る み	困 た り て 助 け 合 つ た り 相 談 を	か け あ う	留 守 を す る こ と に 声 を か け あ う	一 緒 に お 茶 を 飲 ん だ り 、	た ま に 立 ち 話 を す る 程 度	程 度 会 え ば あ い さ つ を か わ す	付 き 合 い は ほ と ん ど な い
	全体	681	6.6	7.8	9.3	36.1	28.8	6.5	0.6	4.4
年代	20代	34	-	5.9	-	29.4	35.3	23.5	-	5.9
	30代	68	5.9	4.4	1.5	33.8	41.2	8.8	-	4.4
	40代	103	7.8	3.9	1.9	35.9	36.9	12.6	-	1.0
	50代	82	7.3	4.9	4.9	35.4	39.0	4.9	-	3.7
	60代	142	5.6	9.9	8.5	41.5	24.6	2.8	1.4	5.6
	70代以上	251	7.6	10.4	17.5	35.1	19.9	3.6	0.8	5.2

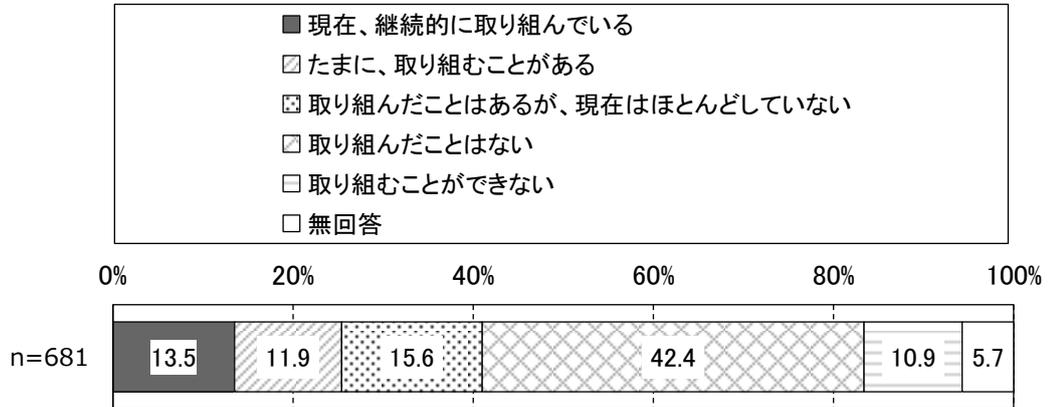
▶年代別にみると、20代から50代では「会えばあいさつをかわす程度」、60代以上では「たまに立ち話をする程度」が最も多くなっています。

### (3) 地域活動の状況

#### ① 参加状況

Q あなたは、現在、地域活動※やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等について、取り組んでいますか。(ひとつだけ○)

※地域活動：自治会、町内会、老人クラブなど、ボランティア以外の目的でつくられた団体の活動。



資料：阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▶地域活動やボランティア活動の参加経験があると回答した割合（「現在、継続的に取り組んでいる」、「たまに、取り組むことがある」、「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」の合計）は41.0%となっています。

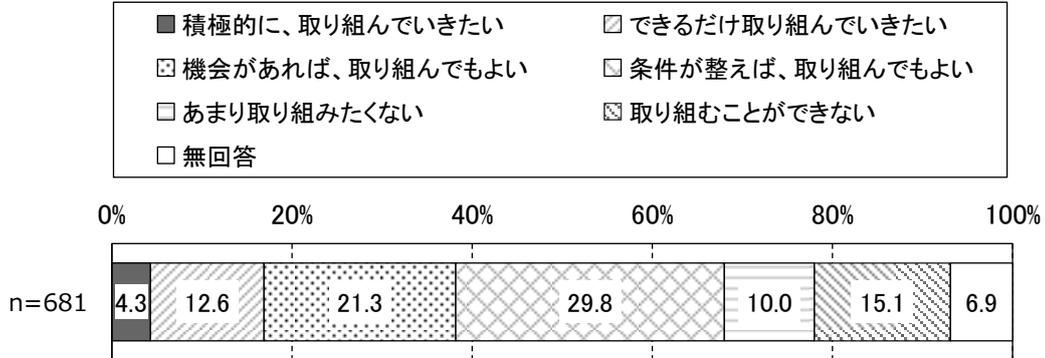
#### ■アンケート調査経年比較

項目	第1次計画策定時 (平成22年)	第2次計画策定時 (平成27年)	実績値 (令和2年)
「現在、継続的に取り組んでいる」と回答した割合	19.3%	16.5%	13.5% (5.8ポイント減)

▶平成22年調査と比べると、「現在、継続的に取り組んでいる」は19.3%から13.5%と5.8ポイント減少しています。

② 今後の参加意向

Q あなたは、今後、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等に  
取り組むことについて、どのようにお考えですか。(ひとつだけ○)

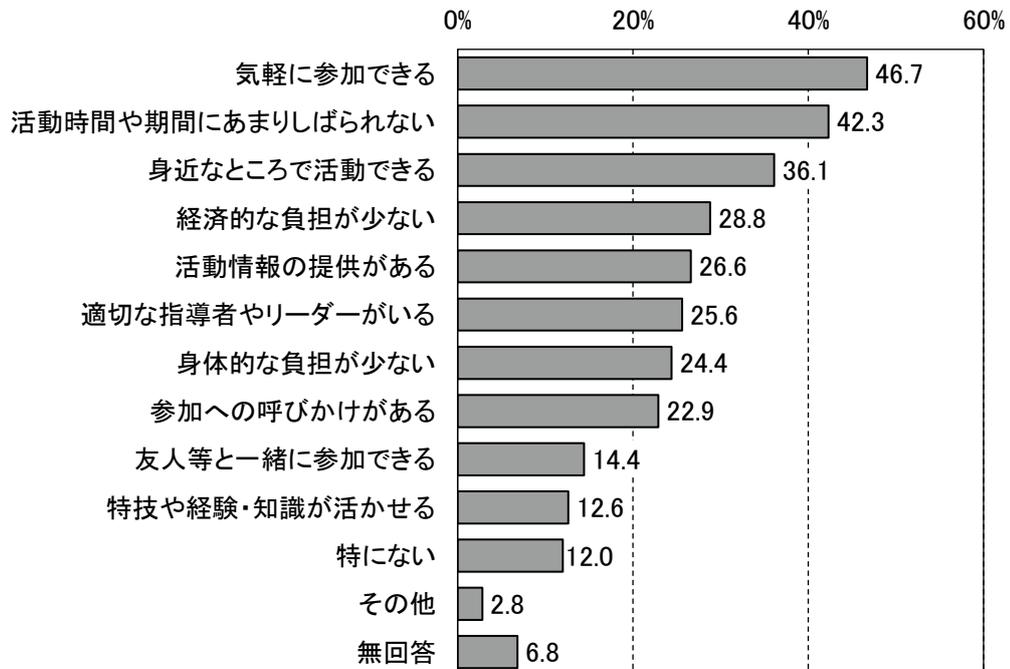


資料：阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▶地域活動やボランティア活動の参加意向がある割合（「積極的に、取り組んでいきたい」、「できるだけ取り組んでいきたい」、「機会があれば、取り組んでもよい」、「条件が整えば、取り組んでもよい」の合計）は68.0%となっています。

③ 地域活動やボランティア活動に参加する上で必要な条件

Q 地域活動・ボランティア活動に新たに参加、または今の活動を継続する上で、必要と思う  
条件はどれですか。(あてはまるものすべてに○)



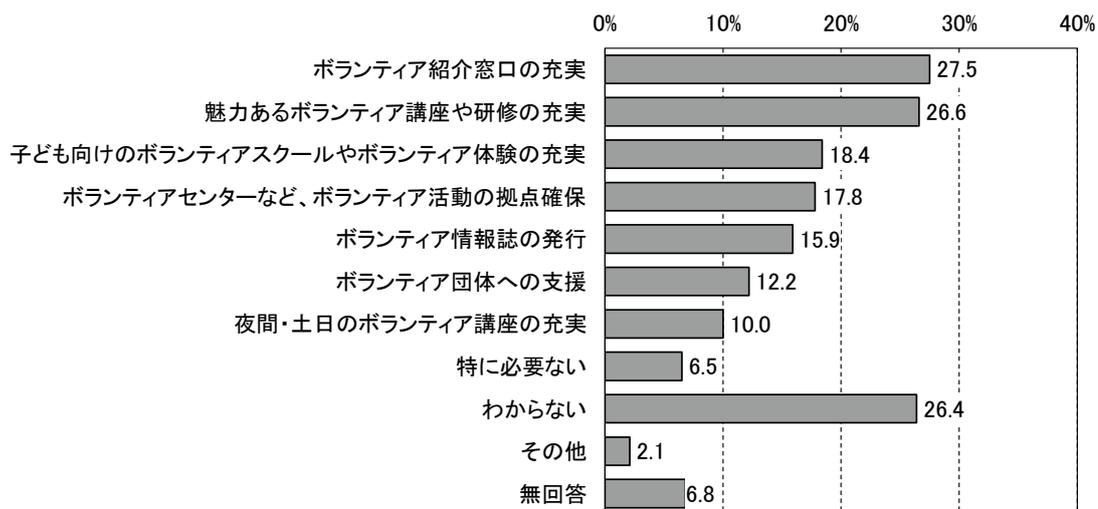
n=681

資料：阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▶地域活動やボランティア活動に参加する上で必要な条件では、「気軽に参加できる」が46.7%と最も多く、次いで「活動時間や期間にあまりしばられない」が42.3%、「身近なところで活動できる」が36.1%、「経済的な負担が少ない」が28.8%となっています。

#### ④ ボランティア活動で今後重点的に行われたらよいと思うこと

Q あなたはボランティア活動について、今後重点的に行われたらよいと思うことは何ですか。  
(3つまで○)



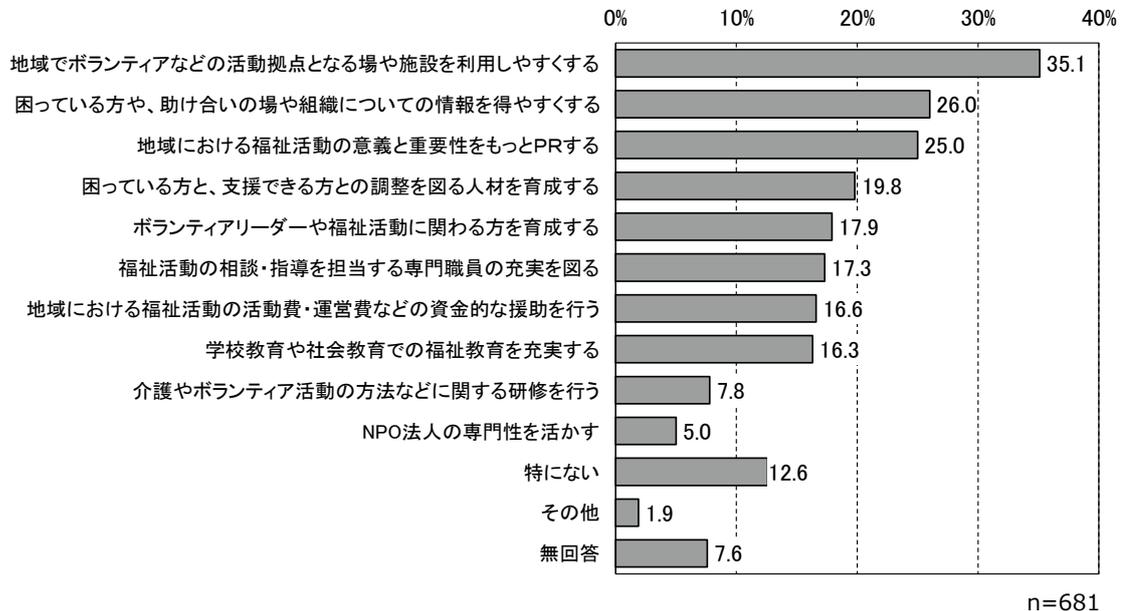
n=681

資料：阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▶ボランティア活動で今後重点的に行われたらよいと思うことでは、「ボランティア紹介窓口の充実」が27.5%と最も多く、次いで「魅力あるボランティア講座や研修の充実」が26.6%、「子ども向けのボランティアスクールやボランティア体験の充実」が18.4%、「ボランティアセンターなど、ボランティア活動の拠点確保」が17.8%などとなっています。

⑤ 助け合い、支え合い活動を活発化するために重要なこと

Q 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。(3つまで○)



資料：阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

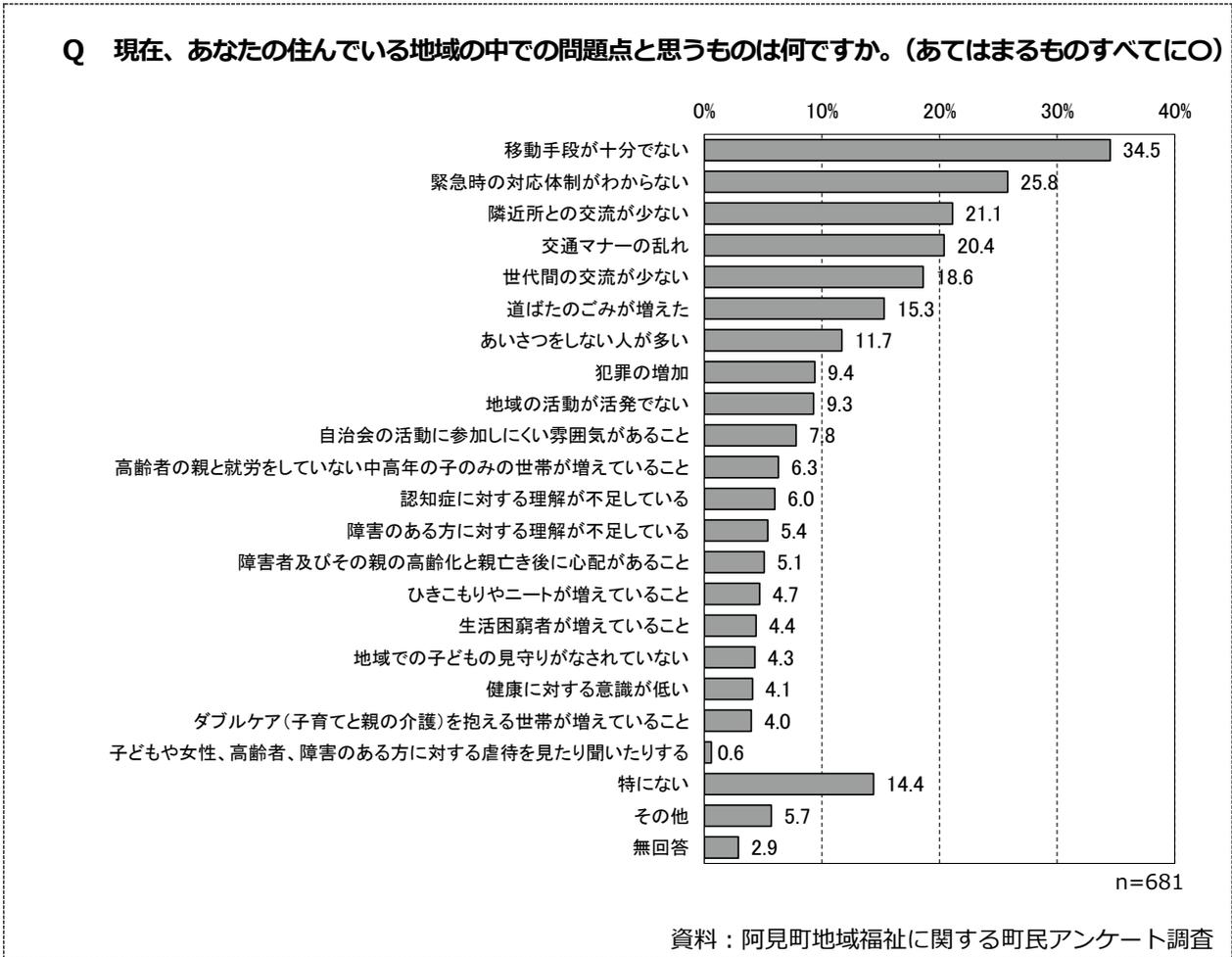
▶助け合い、支え合い活動を活発化するために重要なことでは、「地域でボランティアなどの活動拠点となる場や施設を利用しやすくする」が35.1%と最も多く、次いで「困っている方や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が26.0%、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が25.0%、「困っている方と、支援できる方との調整を図る人材を育成する」が19.8%などとなっています。

## ■年代別クロス

		地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと													
		合計 (人)	地域にお ける福 祉活 動の 意 義と 重 要 性 を も っ と P R す る	地 域 で ボ ラ ン テ ィ ア な ど の 活 動 拠 点 と な る 場 や 施 設 を 利 用 し や す く す る	地 域 に お け る 福 祉 活 動 の 活 動 費 ・ 運 営 費 な ど の 資 金 的 な 援 助 を 行 う	ボ ラ ン テ ィ ア リ ー ダ ー や 福 祉 活 動 に 関 わ る 方 を 育 成 す る	福 祉 活 動 の 相 談 ・ 指 導 を 担 当 す る 専 門 職 員 の 充 実 を 図 る	困 っ て い る 方 と 、 支 援 で き る 方 と の 調 整 を 図 る 人 材 を 育 成 す る	困 っ て い る 方 や 、 助 け 合 い の 場 や 組 織 に つ い て の 情 報 を 得 や す く す る	研 修 を 行 う	介 護 や ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 の 方 法 な ど に 関 す る	学 校 教 育 や 社 会 教 育 で の 福 祉 教 育 を 充 実 す る	N P O 法 人 の 専 門 性 を 活 か す	特 に な い	そ の 他
全体		681	25.0	35.1	16.6	17.9	17.3	19.8	26.0	7.8	16.3	5.0	12.6	1.9	7.6
年代	20代	34	50.0	11.8	17.6	11.8	5.9	20.6	32.4	5.9	29.4	8.8	20.6	-	-
	30代	68	25.0	27.9	16.2	16.2	11.8	29.4	27.9	5.9	33.8	7.4	8.8	2.9	2.9
	40代	103	25.2	39.8	15.5	14.6	12.6	27.2	32.0	7.8	24.3	4.9	7.8	1.9	-
	50代	82	18.3	43.9	17.1	19.5	29.3	22.0	31.7	9.8	13.4	6.1	9.8	-	2.4
	60代	142	22.5	39.4	18.3	23.9	20.4	19.7	20.4	6.3	13.4	5.6	13.4	1.4	5.6
	70代以上	251	24.7	33.1	15.9	16.7	16.7	13.5	23.5	8.8	9.2	3.2	15.1	2.8	15.9

▶年代別に助け合い、支え合い活動を活発化するために重要なことをみると、20代では「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」、30代では「学校教育や社会教育での福祉教育を充実する」、40代以上では「地域でボランティアなどの活動拠点となる場や施設を利用しやすくする」が最も多くなっています。

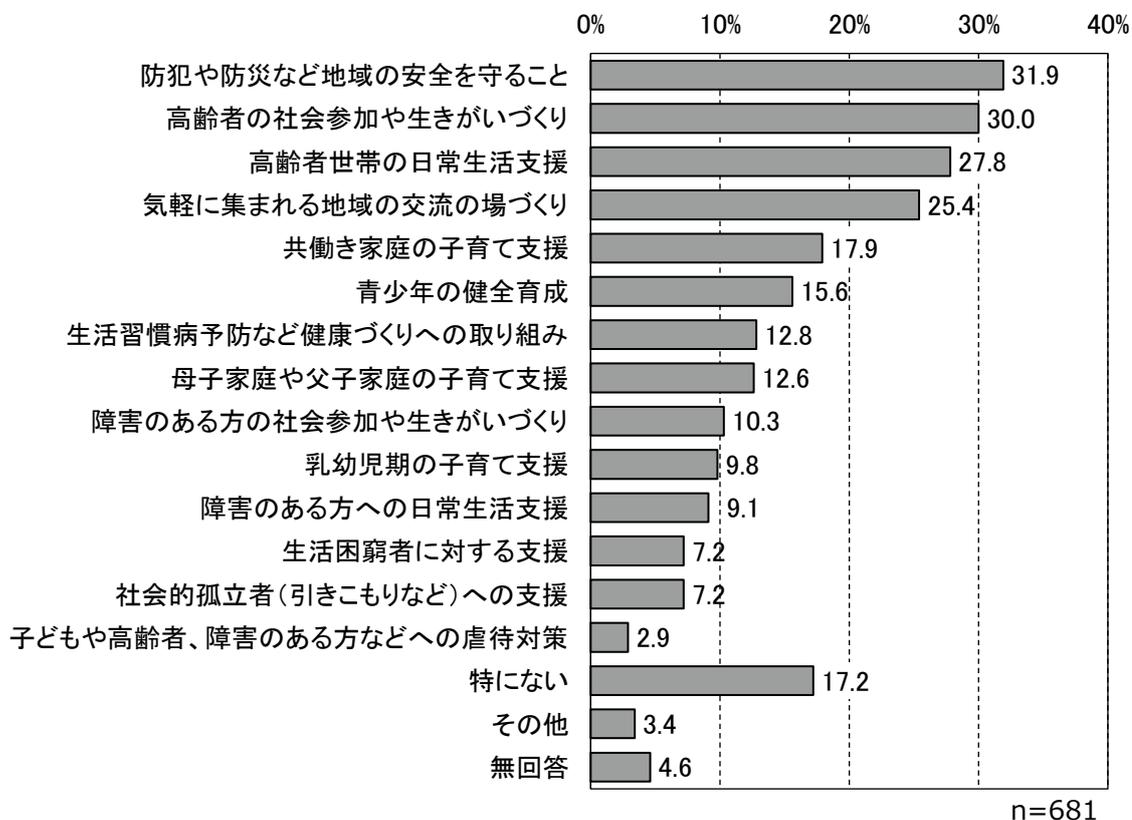
(4) 地域における問題点



▶住んでいる地域の中での問題点は、「移動手段が十分でない」が34.5%と最も多く、次いで「緊急時の対応体制がわからない」が25.8%、「隣近所との交流が少ない」が21.1%、「交通マナーの乱れ」が20.4%となっています。

## (5) 地域住民が取り組むべき課題や問題

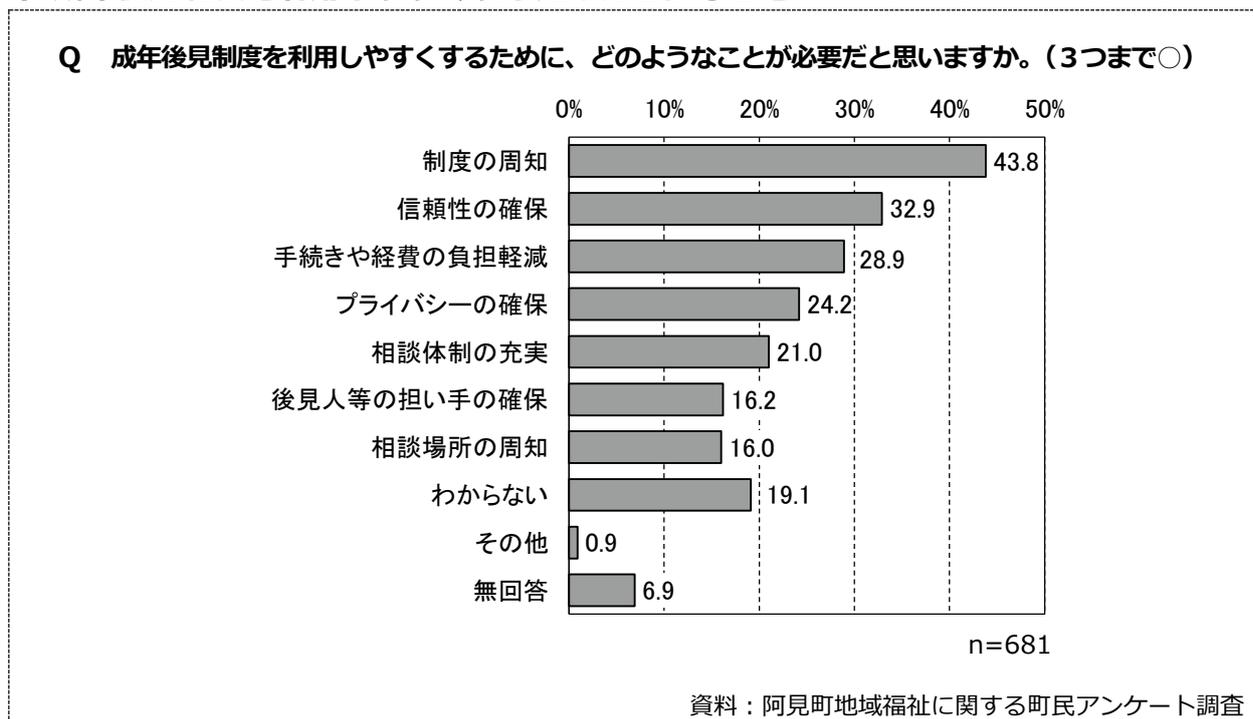
Q あなたの身近な地域には、地域住民が取り組むべき課題や問題としてどのようなことがあると思いますか。(あてはまるものすべてに○)



資料：阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▶地域住民が取り組むべき課題や問題は、「防犯や防災など地域の安全を守ること」が31.9%と最も多く、次いで「高齢者の社会参加や生きがいづくり」が30.0%、「高齢者世帯の日常生活支援」が27.8%、「気軽に集まれる地域の交流の場づくり」が25.4%となっています。

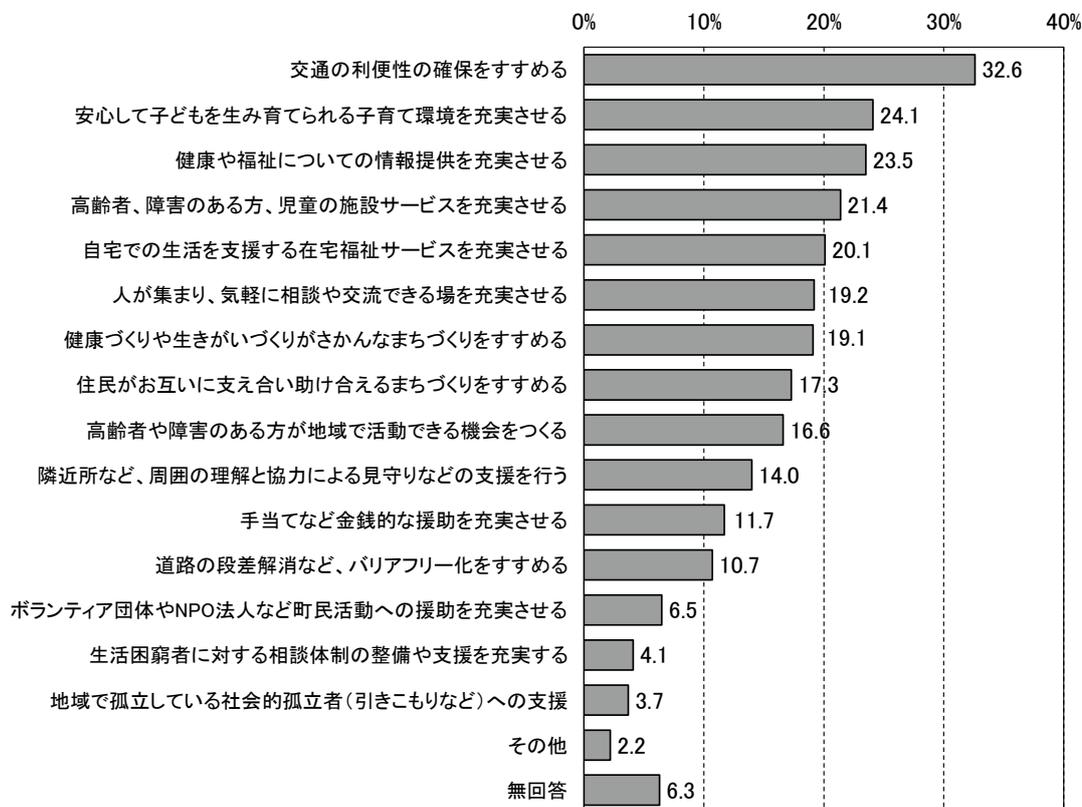
(6) 成年後見制度を利用しやすくするために必要なこと



▶成年後見制度を利用しやすくするために必要なことでは、「制度の周知」が43.8%と最も多く、次いで「信頼性の確保」が32.9%、「手続きや経費の負担軽減」が28.9%、「プライバシーの確保」が24.2%などとなっています。

## (7) 保健福祉施策を充実していくために必要な取り組み

Q 阿見町の保健福祉施策をより充実していくために、あなたが重要と考える取り組みはどれですか。(3つまで○)

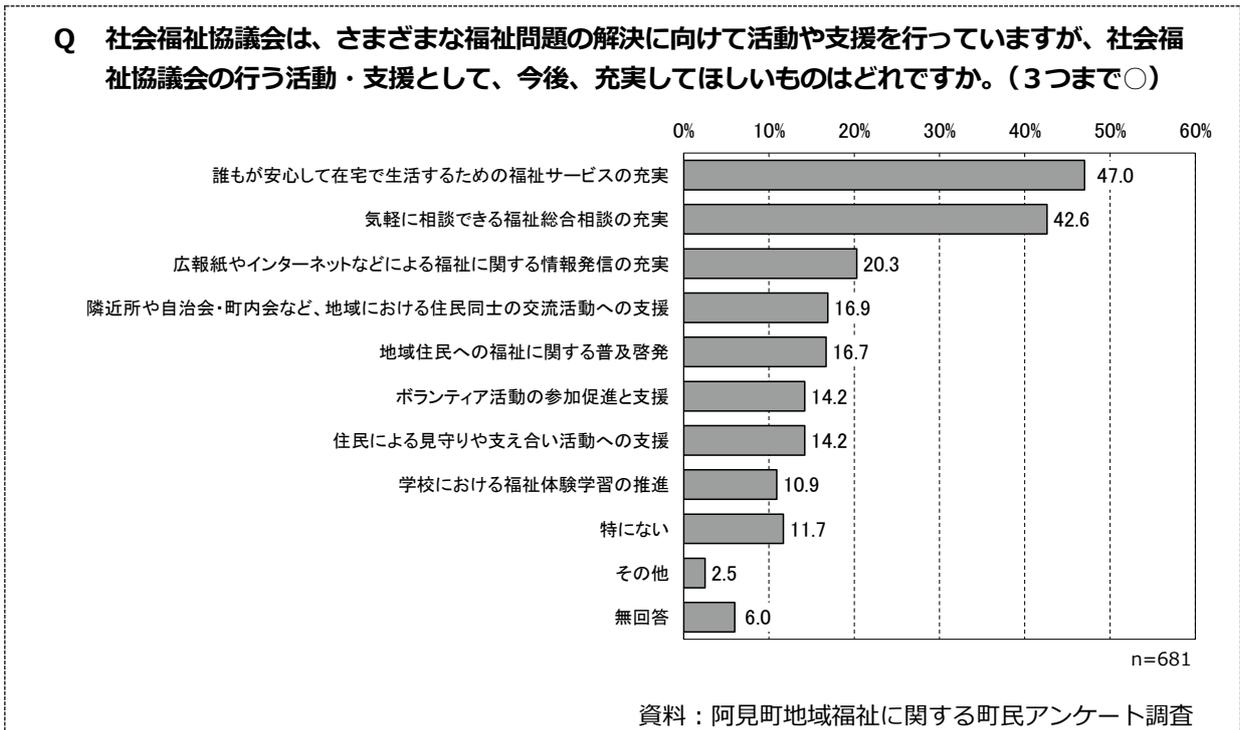


n=681

資料：阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

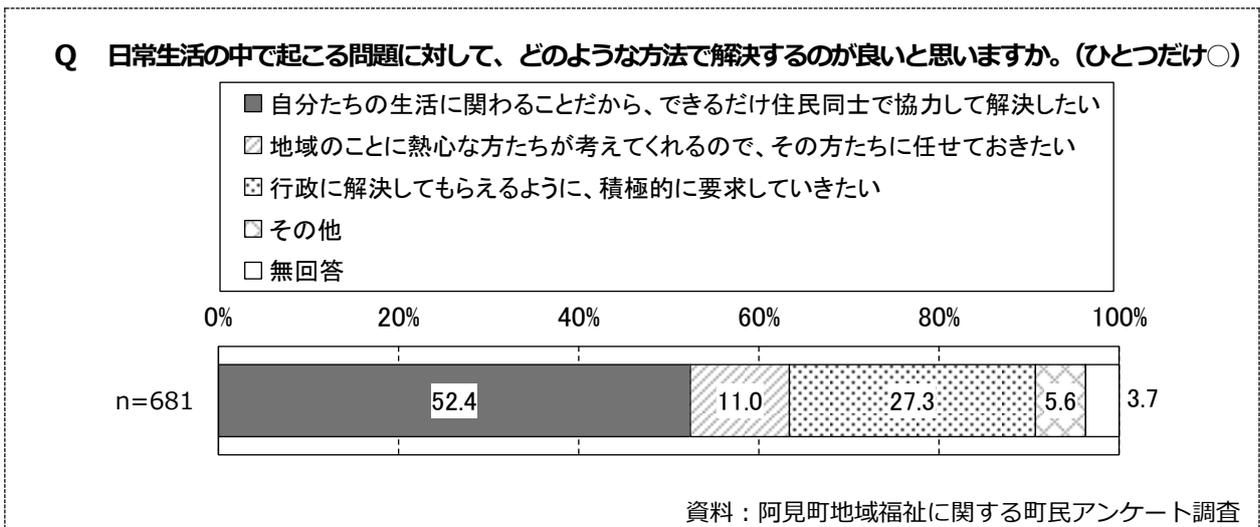
▶保健福祉施策を充実していくために必要な取り組みでは、「交通の利便性の確保をすすめる」が32.6%と最も多く、次いで「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が24.1%、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が23.5%、「高齢者、障害のある方、児童の施設サービスを充実させる」が21.4%などとなっています。

(8) 社会福祉協議会で充実してほしいこと



▶社会福祉協議会で充実して欲しいことは、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が47.0%と最も多く、次いで「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が42.6%、「広報紙やインターネットなどによる福祉に関する情報発信の充実」が20.3%、「隣近所や自治会・町内会など、地域における住民同士の交流活動への支援」が16.9%などとなっています。

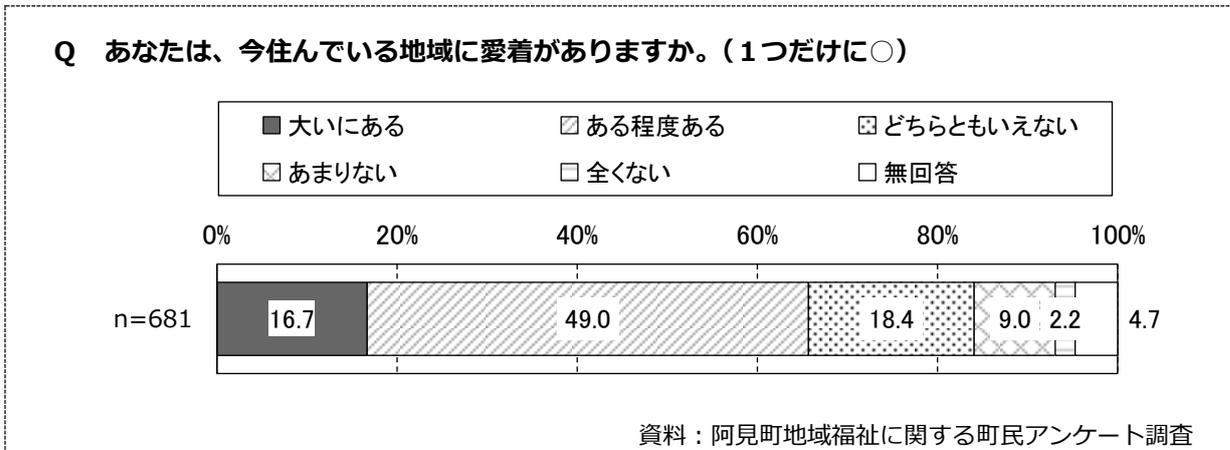
(9) 日常生活で起きる問題に対する解決方法



▶日常生活でおきる問題に対する解決方法では「自分たちの生活に関わることから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が52.4%と最も多く、次いで「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」が27.3%、「地域のことに熱心な方たちが考えてくれるので、その方たちに任せておきたい」が11.0%となっています。

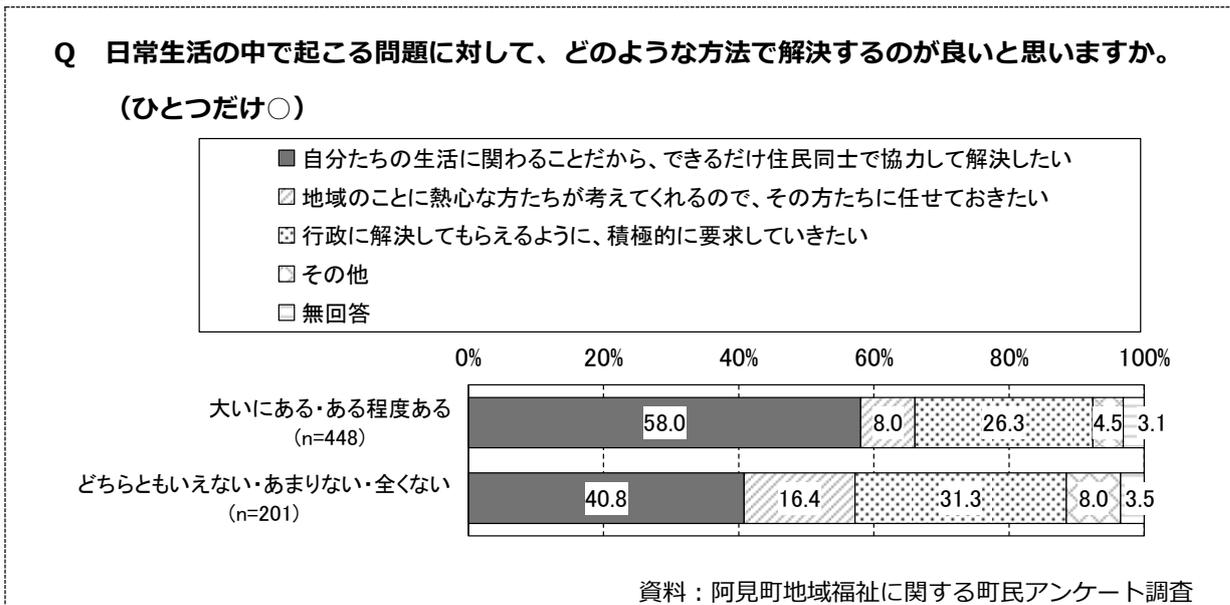
## (10) 住んでいる地域への愛着

### ① 愛着の有無



▶ 地域への愛着については、愛着がある（「大いにある」と「ある程度ある」の合計）と回答した割合は65.7%となっています。

### ② 愛着の有無別の「主体性」



▶ 「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」の回答割合については、『地域に愛着がある人』（「大いにある」「ある程度ある」）の方が、『地域に愛着がない人』（「どちらともいえない」「あまりない」「全くない」）よりも高くなっています。

### (11) 成果指標の状況

第2次計画においては、地域福祉の向上の進捗状況や目標の達成度合いを客観的に把握・評価できるよう、成果指標と目標を設定しました。

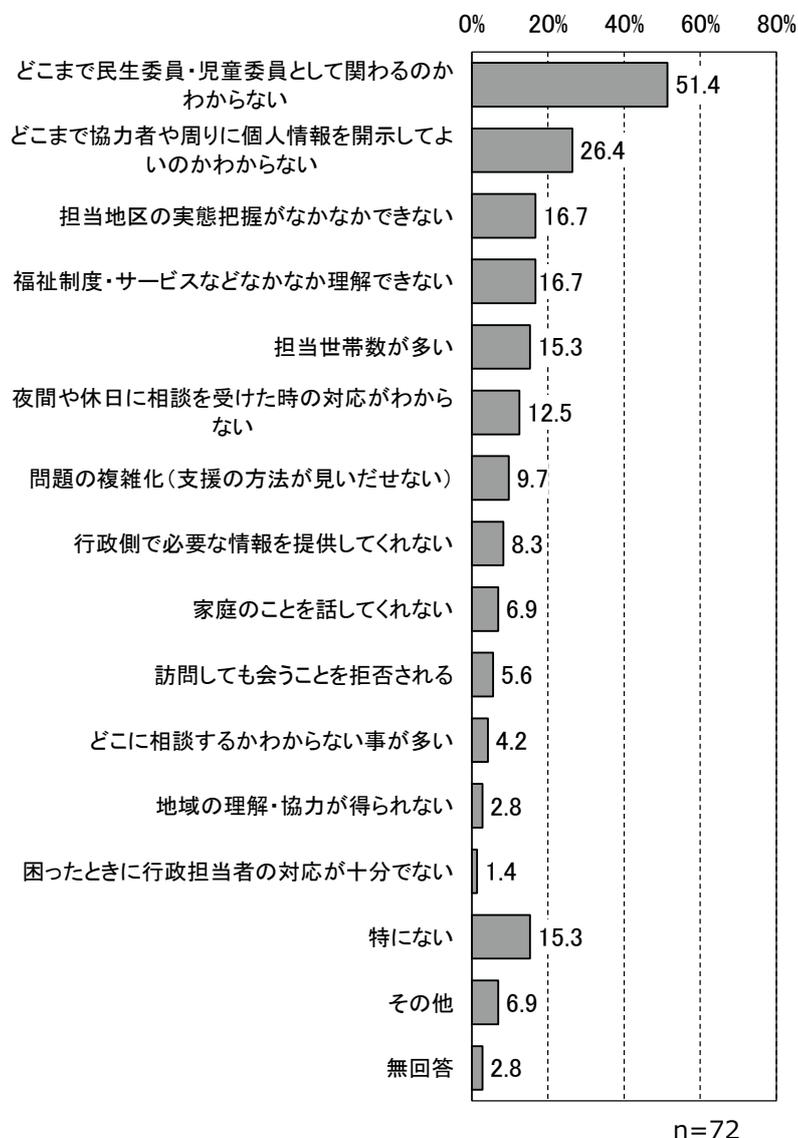
成果指標については、「②福祉施策の満足度を高める」、「③福祉サービスの情報入手度を高める」は、前回調査に比べて、5ポイント前後上がっているものの、目標値には達していません。「①福祉への関心度を高める」については、第1次、第2次計画に引き続き減少しています。

目標	第1次 計画策定時 (平成22年)	第2次 計画策定時 (平成27年)	実績値 (令和2年)	目標値 (令和2年)
①福祉への関心度を高める（福祉への関心で「とても関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した割合）	84.3%	77.8%	75.6% (2.2ポイント 減)	85.0%
②阿見町の保健福祉施策の満足度を高める（阿見町の保健福祉施策の満足度で「とても充実している」、「まあまあ充実している」と回答した割合）	49.3%	54.7%	59.4% (4.7ポイント 増)	70.0%
③福祉サービスの情報入手度を高める（福祉サービスの入手状況で「十分入手できている」、「十分ではないが、入手できている」と回答した割合）	—	27.7%	34.2% (6.5ポイント 増)	35.0%

## (12) 民生委員・児童委員の活動を行っていくうえで大変と感じること

Q 民生委員・児童委員、主任児童委員活動で大変と感じることは、どんなときですか。

(○は3つまで)



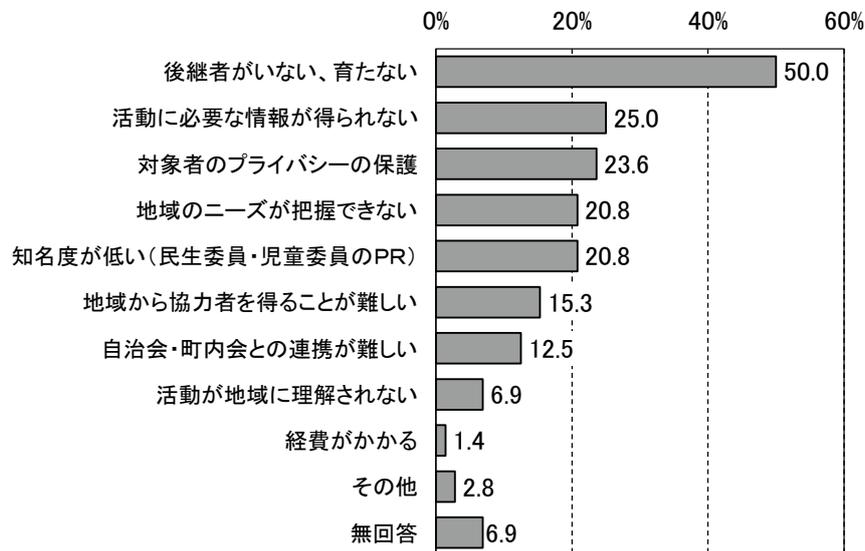
資料：民生委員・児童委員調査

▶ 民生委員・児童委員の活動を行っていくうえで大変だと感じることは、「どこまで民生委員・児童委員として関わるのかわからない」が51.4%と最も多く、次いで「どこまで協力者や周りに個人情報を開示してよいのかわからない」が26.4%、「担当地区の実態把握がなかなかできない」、「福祉制度・サービスなどなかなか理解できない」が同率で16.7%となっています。

(13) 民生委員・児童委員の活動を行ううえでの問題点・課題

Q 民生委員・児童委員、主任児童委員活動を行うときの問題点や課題を教えてください。

(○は3つまで)



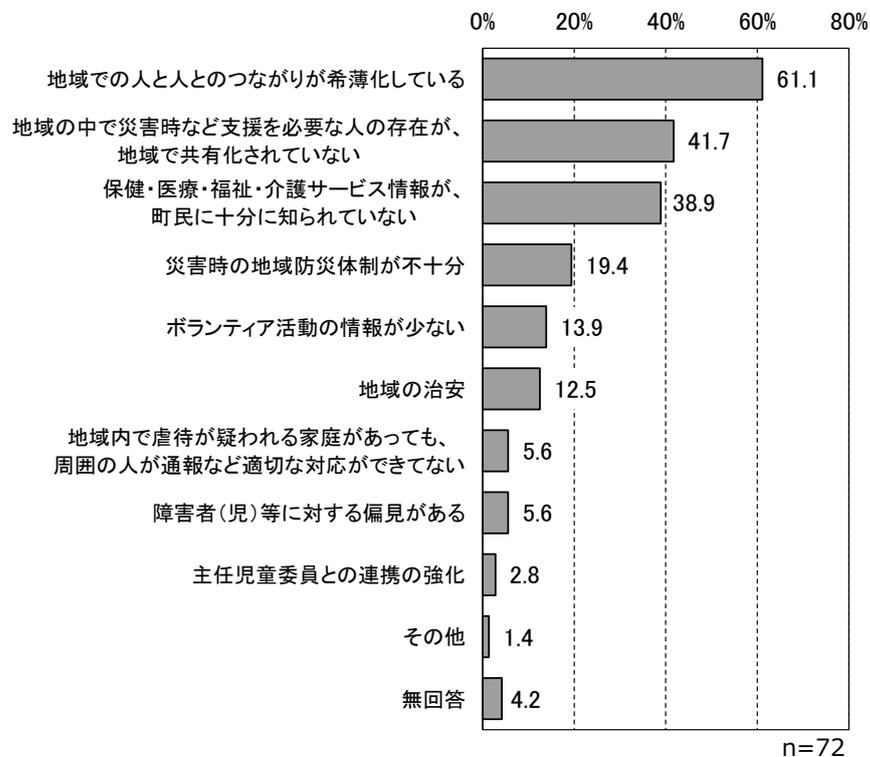
n=72

資料：民生委員・児童委員調査

▶ 民生委員・児童委員の活動を行っていくうえでの問題点・課題は、「後継者がいない、育たない」が50.0%と最も多く、次いで「活動に必要な情報が得られない」が25.0%、「対象者のプライバシーの保護」が23.6%となっています。

## (14) 民生委員・児童委員の活動をする中での地域福祉に関する課題

Q 民生委員・児童委員、主任児童委員活動をする中で、地域福祉に関して課題と感じていることは何ですか。(〇は3つまで)



n=72

資料：民生委員・児童委員調査

▶ 民生委員・児童委員の活動をする中で、地域福祉に関して課題は、「地域での人と人とのつながりが希薄化している」が61.1%と最も多く、次いで「地域の中で災害時など支援を必要とする人の存在が、地域で共有化されていない」が41.7%、「保健・医療・福祉・介護サービス情報が、町民に十分に知られていない」が38.9%となっています。

## 5 課題の整理

本町のアンケート調査等から、地域福祉に関わる課題をまとめました。この課題に基づいて、第3章以降の計画の基本目標を設定しました。

### (1) 地域の支え合い、助け合いの必要性

地域福祉活動を推進する上では、福祉に対する理解を深め、福祉の機運を醸成するため、講演会、研修会、広報などにより周知、啓発を行うとともに、地域の教育機関や福祉団体などが連携して福祉教育を推進することが必要です。

また、地域での顔の見える関係や交流を通じた心のふれあいが少なくなっており、福祉意識が育ちにくい社会になっています。そのような中では、隣近所や周囲の生活課題に気づく機会も少なく、支え合える関係づくりが難しいといえます。

さらに、ボランティア活動は個人の自主性に基づくものであり、その精神はあらゆる地域福祉活動を進めるにあたって重要なものとなります。

アンケート調査では、成果指標である福祉への関心で、平成27年調査と比べて、「とても関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した割合が減少し、「あまり関心がない」、「全く関心がない」と回答した割合が増加しています。日常生活でおきる問題に対しての解決方法では、地域への愛着がある人のほうが、生活課題の主体的な解決や周りの人に対する手助けに前向きであることから、幅広い年代の住民の地域への愛着の深まりが望まれます。

また、ボランティア活動への参加状況として、参加していると回答した人の割合は、前回の平成27年調査と比べて、「現在、継続的に取り組んでいる」と回答した人の割合が減少しています。

さらに、民生委員・児童委員調査では、民生委員・児童委員の活動を行っていくうえでの問題点・課題は、「後継者がいない、育たない」が50.0%と最も多くなっています。

こうしたことから、町民一人ひとりに対して、地域福祉の心のさらなる醸成を図るとともに、交流できる場や地域の支え合いのきっかけづくりが必要となっています。

また、地域活動やボランティア活動を積極的に行う人が不足していることなどを懸念する声もあり、今後さらに団体や個人への負担が大きくなっていくことが予想されます。これまで以上に参加者のすそ野を広げ、地域福祉を担う人材を育成することが必要です。

さらに、ボランティア活動に関する相談、援助、登録、紹介や養成研修、情報提供、普及啓発などの活動が課題となっており、ボランティアセンターの機能を強化し、その役割を果たしていくことが求められています。

## (2) 気軽に相談できる体制づくりの必要性

アンケート調査では、成果指標である福祉や健康に関する情報の入手状況で、平成27年調査と比べて、「十分入手できている」、「十分ではないが、入手できている」と回答した人の割合は増加しています。

また、成果指標である阿見町の保健福祉施策の満足度においても、平成27年調査と比べて、「とても充実している」、「まあまあ充実している」と回答した人の割合は増加しています。

少子高齢化、核家族化の進行により、地域との関係を築くことが難しい町民が増えています。さらに、経済的支援に加えて、介護サービスや保育サービスなど、人的支援が求められるようになるとともに、近年では、自殺者や、ひきこもり、ニート、あるいは児童や高齢者に対する虐待など、新たな社会問題への対応が必要となっています。

行政をはじめ、民生委員・児童委員や自治会などでは、地域の現状を把握するための働きかけを行っていますが、個人情報保護に配慮する必要があるため、関係者のより一層の連携が必要な状況です。

さらには、近年、複数の問題を同時に抱える世帯が増加する等、福祉に関するニーズは複雑化かつ多様化しています。これらの問題を解決するために、関係機関のネットワークを活かしながら、初期段階の相談対応から、継続的・専門的な援助まで対応する総合的な相談・支援を通じて、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助や支援が重要となっています。

## (3) 安全・安心な地域づくりの必要性

アンケート調査では充実してほしい福祉施策として、「交通の利便性の確保をすすめる」「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」、「高齢者、障害のある方、児童の施設サービスを充実させる」などが上位に挙げられています。

本町においては、地区によって高齢化で小規模化する行政区も出始め、コミュニティ機能の低下が懸念されます。また、依然として「交通の利便性の確保をすすめる」については上位となっており、地区によっては、高齢化の進展による交通弱者が増えているため、交通の手段の確保といった課題についても検討が必要になっています。

さらに、高齢化の進行と併せて避難行動要支援者が増えることが予想されます。行政からの支援に加えて地域福祉の考え方を取り入れた防災力の強化が重要になります。

あわせて、一人暮らしの高齢者や子どもを狙った犯罪も発生し、防犯の取り組みも求められ、未然防止のための防犯パトロールやボランティアをはじめ、地域の見守り活動を中心とした、住民が主体となる防犯対策が必要になっています。



# 第3章

## 計画の基本的な考え方



## 1 基本理念

本町の「第6次総合計画（後期基本計画）」では、次の時代に向けて重点的に取り組む施策を「あみ・未来プロジェクト」と名付け、6つの重点プロジェクトを掲げています。そのうちの重点テーマ2「支え合い」では町民、地域、行政等が互いに支え合い、高齢者、障害者にやさしく、町民誰もが地域の中でいつまでも安全に安心して暮らせる「お互いに支え合うまちづくり」を目指しています。

本計画においては、第2次計画では「みんなで 支える 福祉のまち あみ」を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、町民が住みなれた地域で安全・安心に生活し、年齢や性別そして障害の有無にかかわらず、個人として尊重され、住民同士の支え合いや適切なサービスが受けられるようなまちづくりが求められます。また、従来の枠にとらわれない、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

そのためには、人と人とのふれあいを大切にし、地域の支え合い、助け合いを推進するとともに、地域住民のつながりを強化し、思いやりのあるまちづくりを目指します。

第3次計画においては、本町の地域福祉をめぐる課題をまとめ、これまでの地域福祉分野における取組みや地域共生社会の考え方を踏まえ、町民一人ひとりが住みなれた地域で安全・安心に暮らせるよう、「一人ひとりが地域の担い手 とともに支え合い、助け合う 地域共生のまち あみ」を掲げます。

### 一人ひとりが地域の担い手

### ともに支え合い、助け合う 地域共生のまち あみ

これまでの福祉は、どちらかと言えば行政から地域住民に提供するサービスや支援などが主体でしたが、今後は多様な生活課題に地域全体で取り組んでいくことが求められます。そのため、町民、地域、行政の協働を推進し、自助・共助・公助が相まって、互いに助け合い、支え合う仕組みづくりが重要となります。

この基本理念のもと、自分が暮らす地域に愛着を持ちながら、町民みんなが力を合わせて、誰もが安心した生活を送ることができる地域社会・地域福祉の形成を推進します。

## 2 基本目標

### 基本目標1 地域の支え合い、助け合いを推進する

誰もが安心してまちづくりの基本は、地域の中で支えあい、助けあう意識づくりや、支えあいの活動を担う人づくりです。

町民がお互いを理解し、尊重しあうことができるよう、学校や地域の中で福祉の心を育む教育や人権を理解する教育を充実し、地域福祉の意識の向上を図ります。

また、地域社会において、町民同士のつながりの変化や高齢化、住民の減少など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々がお互いに支え合い、助け合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となります。

このため、地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成を充実し、身近な課題に気づける地域社会を目指すための地域福祉活動を推進します。

また、日常的な集まりや地域の見守り活動を進めることで、住民同士の支え合い、助け合いの仕組みづくりを図ります。

### 基本目標2 気軽に相談できる体制づくりを推進する

多様化した生活課題の解決を図り、誰もが社会参加できる社会環境の実現を目指し、公共サービスのみならず、多様な民間サービスの振興に努めるとともに相互の連携を図り、地域福祉の一層の向上に努めます。

また、関係機関と連携した身近な地域での相談体制を充実するとともに、福祉サービスの充実や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。また、判断能力が十分でない人の増加が予測されており、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護制度<sup>※</sup>の普及啓発を図り制度の利用につなげます。

### 基本目標3 安全・安心な地域づくりを推進する

地域でいつまでも安全・安心して暮らせるよう、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないため日頃からの見守り体制の充実や、避難行動要支援者名簿の活用等を促進し、的確な支援につなげます。

また、生活に対する支援や、防災訓練等の活動支援、防犯対策の推進など地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

<sup>※</sup> 権利擁護制度：認知症や知的障害、精神障害などを持つ高齢者や障害者が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。

## 3 計画の体系図

《 基本目標 》	《 具体的な施策・取り組み 》	
<b>基本目標 1</b> <b>地域の</b> <b>支え合い、</b> <b>助け合いを</b> <b>推進する</b>	1 地域福祉の意識の醸成	(1) 学校や地域における福祉教育の充実 (2) 広報・啓発活動の充実
	2 地域でのふれあい、交流の場づくり	(1) 世代間交流の推進 (2) 地域での交流活動の推進
	3 地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり	(1) 地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成 (2) ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり (3) 地域活動やボランティア活動への支援 (4) 地域活動組織の活性化 (5) 支え合い、助け合いの仕組みづくりへの支援
<b>基本目標 2</b> <b>気軽に</b> <b>相談できる体制</b> <b>づくりを</b> <b>推進する</b>	1 包括的な支援体制の充実	(1) 総合的な相談支援体制の充実 (2) 地域における身近な相談支援体制の充実 (3) 複合的な生活課題を抱えた人への支援体制の強化
	2 保健・福祉サービスの充実	(1) 情報提供の充実 (2) 福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実 (3) 健康で活気のある地域づくり
	3 権利擁護の推進 【成年後見制度利用促進基本計画】	(1) 権利擁護や成年後見制度 <sup>※</sup> の周知啓発と利用促進 (2) 中核機関の設置運営 (3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
	4 地域福祉のネットワークづくり	(1) 民生委員児童委員活動の支援 (2) 社会福祉協議会との連携強化 (3) 多様な活動をつなぐネットワークづくり
<b>基本目標 3</b> <b>安全・安心な</b> <b>地域づくりを</b> <b>推進する</b>	1 防災・防犯体制の充実	(1) 災害時における地域防災体制づくり (2) 避難行動要支援者の避難支援体制づくり (3) 地域で取り組む防犯体制づくり
	2 暮らしやすい生活環境の充実	(1) 快適に暮らせる環境づくり (2) バリアフリー等によるまちづくりの推進

※ 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度。



# **第4章**

## **地域福祉の推進に向けた取り組み**



# 基本目標 1 地域の支え合い、助け合いを推進する

## 1 地域福祉の意識の醸成

### 現状と課題

本町では、町内の学校を対象に、関係機関やボランティア団体等との連携・協力のもと、手話、車椅子等の体験学習での交流を通じ、高齢者や障害者への理解を深め、福祉のこころの醸成に取り組んでいます。また、地域の中で行う福祉教育として、地域で活動する地域福祉の推進組織、福祉ボランティア団体等に対する啓発活動や広報紙等の発行など、町民の福祉に対する意識の向上を図るための取組を行っています。

アンケート調査によると、町民の大半が福祉への関心を持っていますが、実際の地域での活動参加にはあまり結び付いていない現状であることから、自分自身や周りの人を大切にすることを育み、地域福祉を推進する基礎となる福祉意識を養うことが重要です。

そのため、町と関係機関が連携・協働して様々な福祉教育を推進し、福祉に対する意識の向上に努めるとともに、地域活動やボランティア活動等への参加促進を図ることが求められます。

### 施策の方向性

#### (1) 学校や地域における福祉教育の充実

- 各小中学校における「総合的な学習の時間」等の中での福祉体験学習や、人権教育、社会教育の充実、福祉講演会の開催などを通じて、福祉に対する理解を深め、福祉教育を推進します。
- 地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加・体験を通して、福祉意識の向上を推進します。

#### (2) 広報・啓発活動の充実

- 広報紙やホームページなど多様な媒体を活用して地域福祉に関する広報・啓発活動の充実に努めるとともに、町や関係機関が開催する各種イベントにおいて、福祉に関係するコーナーの設置など、より多くの町民が福祉に接する機会づくりに努めます。
- 出前講座等により、町民の地域福祉計画の認知度を高めます。

【主な関連事業】

取組名	取組内容	担当課
福祉体験学習の実施	職員やボランティアが小中学校に出向き、車椅子、手話、ガイドヘルプ、朗読等の講習や高齢者疑似体験等を実施します。 また、各学校へ車椅子や高齢者疑似体験セットの貸し出しを行います。	社会福祉協議会
ノーマライゼーション <sup>*</sup> の啓発事業	障害者差別解消法に関する広報や、障害者理解に関する講演会等を開催することにより、障害者問題への理解を深めます。	社会福祉課
広聴事業	「まちづくり提案箱」「町長と語る会」を実施し、町長が町民などから直接、意見・要望を聴取し、今後の町政運営に反映させる。また、町の計画・考え方などを説明することにより、相互の理解を深め、町民の町政への参画を推進します。	秘書広聴課

町民や地域のみなさんに期待すること



- 自分が住む地域の状況に関心を持ちましょう
- 自分たちで住みよい地域にしていこうとする意識を持ちましょう
- 福祉に対する理解を深めましょう
- 福祉に関する講座やセミナー・イベントなどに積極的に参加しましょう
- 行政区や地域の活動に協力しましょう

<sup>\*</sup> ノーマライゼーション：高齢者も障害のある人もない人も、誰もが互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに生活を送れるようにしようという考え方のこと

## 2 地域でのふれあい、交流の場づくり

### 現状と課題

地域住民同士のつながりが薄れ、身近な地域における交流の機会が少なくなっています。そのため、ふれあい地区館・家庭教育・青少年活動、社会体育活動などにおいて、三世代交流会、地域の人々との交流などの地域コミュニティの醸成を図ってきました。

ふだんの近所付き合いの現状をみると、「たまに立ち話をする程度」が最も多い状況ですが、20代から50代では「会えばあいさつをかわす程度」、60代以上では「たまに立ち話をする程度」が最も多く、年代が上がるにつれて付き合いが活発になる傾向がうかがえます。20代については近所との付き合いは他の年代よりも若干消極的なようです。

普段からの交流が住民同士の助け合いの基本となるため、今後は若い世代を含め、より多くの人が参加しやすく、また、より地域に密着し、地域の実情に応じた交流機会の創出が必要です。

### 施策の方向性

#### (1) 世代間交流の推進

- 少子高齢化や核家族化が進行する中、「向こう三軒両隣」の精神で地域の共同体としてのコミュニティを育み、高齢者から子どもまで三世代が集い、行政区の良好な地域コミュニティを醸成します。
- 保育所や幼稚園、小・中学校における各種の行事等をとおして、地域の人や高齢者、障害者などとの交流の場を設け、交流やふれあいを促進します。

#### (2) 地域での交流活動の推進

- 町民主体で運営する町民交流事業の充実に努めるとともに、行政区などの地域で行われる交流や、福祉施設で行われる地域との交流を推進し、より多くの人々が交流できる機会の創出を図ります。

#### 【主な関連事業】

取組名	取組内容	担当課
ふれあい地区館活動事業	8小学校区域ごとに、AMIふれあい地区館を設置しています。「いつでも、どこでも、だれでも」参加できるような体制を確立し、地域住民へ届ける生涯学習をもとに地域に根ざした生涯学習の振興を図ることにより、互いに学びあい人と人とのふれあいを深めることでコミュニティを醸成します。	生涯学習課

【主な関連事業】

取組名	取組内容	担当課
保育所交流事業	二区保育所と茨城県立霞ヶ浦聾学校幼稚部との交流や、南平台保育所において祖父母交流を実施します。	保育所
伝統芸能まつり	地域の中で受け継がれている貴重な町の歴史遺産である伝統芸能を広く町民に周知し、保存意識の高揚及び後継者の育成を図るとともに地域間・世代間の交流促進を図るため、演舞者、演舞団体を一堂に集めて公演を行います。	生涯学習課
まい・あみ・まつり事業	町民の連帯意識の高揚を図り、潤いのある街づくり推進を目的にした町民総参加によるまつりを実施します。	商工観光課
町民運動会	広く町民に、スポーツ・レクリエーションを振興し、町民の健康増進及び体力づくり並びに地域ぐるみの親睦融和を図ることを目的に、町内三中学校区ごとに実行委員会を組織して開催します。	生涯学習課
コミュニティ助成事業	宝くじの社会貢献広報事業を活用し、コミュニティ活動に必要な備品、集会施設の整備、自主防災活動に必要な備品の整備、青少年の健全な育成を図るため親子で参加するソフト事業の実施費用を助成します。	町民活動課
大学講座連携委託事業	多様化、高度化する町民の生涯学習ニーズに応えるため、町内の大学等と連携し、大学の教育・研究の成果を広く町民に開放して公開講座を開設し、良質かつ高度な学習機会を提供します。	生涯学習課
大学研究機関等連携事業	町内に立地する茨城大学や県立医療大学、東京医科大学茨城医療センター、学校法人霞ヶ浦高等学校等との連携の窓口となり、様々な連携事業に取り組みます。	政策企画課
企業連携事業	鹿島アントラーズFCとの「フレンドリータウンに関する協定」に基づき、フレンドリータウンデイズ『阿見の日』を開催するなど、地域振興・地域活性化を推進します。	秘書広聴課
ふれあい・いきいきサロン事業	ふれあい・いきいきサロンの立ち上げや運営に関する相談、助成金などの支援を行うことにより、地域住民の交流を図ります。	社会福祉協議会
地域活動支援センター運営事業	障害者等に創作的活動又は生産活動の機会を提供することにより職業訓練や社会訓練の場とするとともに、地域社会との交流を促進します。	社会福祉課

町民や地域のみなさんに期待すること



- 「おはよう」「おかえり」など、あいさつを積極的に行いましょう
- 行政区・自治会などの身近な地域の活動に積極的に参加しましょう
- お祭りなどの地区行事に参加しましょう
- 積極的に声掛けをして、イベントなどへの参加を促しましょう
- 子ども会やサロン活動などに参加しましょう
- 若い世代や転入者が地域行事などに参加しやすいよう配慮しましょう

### 3 地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり

#### 現状と課題

少子高齢化が進展する中で、単身世帯、高齢者のみの世帯、ひとり親世帯などの増加により、地域における住民のつながりが希薄になり、孤立する人が生じやすい環境となっています。さらに、少子高齢化が進み、人口減少時代が到来する社会では、支えられる側が、時には支える側になることが求められます。様々な立場の人々が、支える側、支えられる側の関係を超えて、見守り、見守られ、支え合う地域づくりを進めるため、地域における支え合い・助け合いの仕組みづくりは、本計画を通じて町が推し進めていくべき最重要課題です。

しかし、地域の現場においては、担い手がいないという実態が見られます。

また、民生委員・児童委員を取り巻く状況においても、民生委員・児童委員の高齢化が進んでいることや、「後継者がいない、育たない」など成り手不足といった問題に直面しています。

さらに、アンケート調査ではボランティア活動への参加状況として、「現在、継続的に取り組んでいる」と回答した人の割合が、前回の平成27年調査と比べて減少しています。

地域福祉活動におけるボランティアの意義を広く啓発するとともに、新しい方が活動に参加しやすい環境づくりに取り組むなど、地域の特性を生かした工夫を図ることが必要です。

特に、健康づくり（介護予防）活動、高齢者同士の支援活動、地域包括ケアシステムを推進していく観点からも、地域の支えあいや助けあいの仕組みづくりの重要な鍵を担うと考えられます。

#### 施策の方向性

##### （1）地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成

- 地域活動やボランティア活動等に参加するメンバーやリーダー不足を解消できるよう、養成講座の開講日時への配慮等により、幅広い年齢層の人材育成に努めます。
- 研修会などを開催し、活動のリーダーや参加者の資質の向上を支援するとともに、仲間づくりや活動の活性化を促進します。
- 様々な経験をもった地域人材の登録、人材バンク等を活用できる体制づくりを進めます。

##### （2）ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり

- 地域の福祉活動やボランティア活動のさらなる活性化に向け、活動したいと考える人（担い手）と各種団体や機関を結びつけるコーディネートやマッチングを行います。

### (3) 地域活動やボランティア活動への支援

- 地域予算制度を実施し、地域からの要望を町に挙げる仕組みをつくり、自分たちの住んでいる地域を良くするための話し合いを行い、地域のことを考える自治意識の促進を図ります。
- ボランティアの育成と活動を促進し、地域の支え合いを推進します。町社会福祉協議会との情報共有・連携強化に努め、住民からのボランティア活動の問い合わせに際し、情報提供を行います。
- 町民活動センターだより「えがお」の発行、町民活動センターホームページ、「広報あみ」や町ホームページにおいて地域活動やボランティア活動を発信します。

### (4) 地域活動組織の活性化

- 身近な地域活動組織である行政区や自治会、シルバークラブなどに取り組むメンバーの担い手の育成に取り組んでいきます。
- 行政区や自治会、シルバークラブなどの加入促進を含め、組織の活性化に向けた支援に取り組みます。

### (5) 支え合い、助け合いの仕組みづくりへの支援

- 高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、必要なサービスや支援の整理などを通じ、住民同士の支え合い、助け合いの仕組みづくりを支援します。
- 子どもからお年寄りまで積極的にあいさつする「あいさつ・声かけ運動」をきっかけに、近所同士の見守り活動を促進し、支え合い、助け合いの仕組みづくりを支援します。

#### 【主な関連事業】

取組名	取組内容	担当課
いきいき学びのまち推進事業	生涯学習推進計画に基づき、生涯学習の振興に関する行政施策を総合的かつ効果的に推進します。	生涯学習課
町民活動センター事業	NPO団体等の町民活動への支援として、活動場所の提供、NPO法人の設立支援、ボランティアリーダーの育成、NPO法人・ボランティア団体の交流、町民活動に関する情報の収集と提供、町民活動への参加コーディネートを行います。	町民活動課
シルバークラブ補助事業	町内のシルバークラブ及びシルバークラブ連合会が実施する事業（社会奉仕活動事業、教養講座等開催事業、健康増進事業、連合会主催の行事、連合会運営事務費）に対し補助金を交付し、老人の福祉の増進を図ります。	高齢福祉課
福祉センター運営事業	福祉センターまほろばを設置し、同好会、趣味教室、各種講座等に関する業務、その他高齢者福祉事業を行い、高齢者の生きがい活動や福祉向上を推進します。	高齢福祉課

取組名	取組内容	担当課
敬老事業	高齢者に対して深く敬意を表するとともに、高齢者を大切にす地域づくりを推進するため、敬老の日の前後に行政区ごとに敬老事業を実施します。	高齢福祉課 社会福祉協議会
青少年健全育成のための環境整備事業	青少年の健全な育成を図るため、健全な発達を阻害するおそれのある有害図書浄化やパトロール活動等の実施により、より良い社会環境を整備します。また、町民、関係団体、関係行政機関等と連携し、協力体制の確立を図ります。	生涯学習課
ファミリーサポート事業	子育ての援助を受けたい人と行いたい人を会員とし、保育施設等への送迎や一時的な預かり等の、有料の相互援助活動を行います。 地域における相互援助活動を支援することにより、保護者・妊産婦の不安や孤立感を解消するとともに、住民参加による子育ての輪を広げ、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進します。	子ども家庭課 社会福祉協議会
公民館運営管理事業	地域における住民の学習需要に総合的に応えるため、地域の実情に応じた多様な学習機会や集会の場を提供し、地域社会の形成や地域文化の振興を図ります。	生涯学習課
地域予算制度	地域からの予算要望を町に提出するしくみの過程で、自分たちの住んでいる地域を良くするための話し合いを行うことにより、地域のことを考える自治意識の促進を図ります。	町民活動課
町民討議会事業	町を良くするための任意のテーマに対して意見を出し合う場を提供し、広く町民の声を聴くとともに、地域のリーダーとなる人材の育成と発掘につなげます。	町民活動課
生活支援体制整備事業	高齢者を支える体制づくりを推進するため、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を中心に、地域の課題を整理し、必要とするサービスや支援を創出し、住民等による継続的な活動を支援していきます。	高齢福祉課
在宅福祉有償サービス（ひまわり）	住民の参加と協力により、地域の概ね65歳以上の高齢者、障害者、母子父子家庭等で日常生活を営むうえで支障のある世帯などに、簡単な家事の手伝いを提供する有料の在宅サービスを実施します。	高齢福祉課 社会福祉協議会
ひとり暮らし高齢者支援事業	高齢者の自立と生活の質の確保、あわせて高齢者の安否確認を目的とした事業や、緊急事態への迅速な対応や不安解消を目的とした事業に取り組みます。	高齢福祉課 社会福祉協議会
子どもの居場所づくりの支援	地域子ども食堂への運営支援や、子どもに対する学習支援を実施することにより、地域での交流を図りながら、地域で子どもを見守る仕組みづくりを推進します。	社会福祉課 子ども家庭課

## 町民や地域みなさんに期待すること



- 地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう
- 自分のできる範囲で地域活動やボランティア活動に参加しましょう
- 地域活動やボランティア活動に友人や知り合いを誘って参加し、活動の輪を広げましょう
- 行政区や自治会の活動が継続するよう、役員の任期や活動内容について話し合いの機会を持ちましょう

## 基本目標2 気軽に相談できる体制づくりを推進する

### 1 包括的な支援体制の充実

#### 現状と課題

本町では、個別の制度に基づく分野ごとの相談窓口の整備は進んでおり、対象者を高齢者や障害者、子どもやその保護者、生活困窮者に区別し、それぞれの機関において可能な支援を行っています。しかし、支援対象者の世代や世帯の属性にかかわらず、地域生活課題を包括的に受け止めたり、そのようにして受け止めた課題が、複雑多様化して解決が難しい場合に、包括的な相談支援が十分に提供できるような仕組みづくりには至っていません。

複雑化、複合化した支援ニーズに対応するためには、サービス利用に関する相談体制を確保するだけでなく、福祉・保健・医療・介護等の関係機関との連携のもと、サービスを総合的に提供できる仕組みを充実させていく必要があります。

#### 施策の方向性

##### (1) 総合的な相談支援体制の充実

- 多様化・専門化する相談内容に対応するためのあらゆる相談体制の強化や、ワンストップ※で相談に対応できる体制を検討し、包括的な支援体制の構築につなげます。
- 関係機関のネットワークを活かしながら、初期段階の相談対応から、継続的・専門的な援助まで対応する総合的な相談・支援を通じて、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助を行います。

##### (2) 地域における身近な相談支援体制の充実

- 社会福祉協議会が実施する相談事業や民生委員・児童委員の相談活動など、地域における相談支援活動を支援し、生活課題やニーズの把握と適切なサービス利用へつなげる仕組みづくりを進めます。
- 専門機関と連携し、地域住民が抱える生活課題やニーズに応じた適切な相談支援や福祉サービスにつなげます。

##### (3) 複合的な生活課題を抱えた人への支援体制の強化

- 様々な相談の中から、支援を必要としている方の早期発見、早期対応を図るため、広報・啓発事業や関係機関との連携推進等、体制整備を図ります。

※ ワンストップ：ひとつの場所で様々なサービスが受けられる環境、場所のこと

## 【主な関連事業】

取組名	取組内容	担当課
相談窓口の周知	住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、様々な問題について気軽に相談することができ、適切な福祉サービスを利用できるよう、相談窓口の周知徹底を図ります。	関係各課
子ども家庭総合支援拠点の開設	児童・家庭総合相談窓口を発展させ、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う子ども家庭総合支援拠点を令和4年度までに開設を目指します。	子ども家庭課
生活困窮者の相談、支援体制の整備	生活保護の前段階にある複合的な問題を抱える生活困窮者の把握に努め、早期自立につながられるよう相談体制を整備します。また、生活困窮者の早期自立に向けて、県南県民センターやハローワーク等の関係機関と連携した包括的支援を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会
資金の貸付事業及び、生活困窮世帯への食料品の提供	低所得、障害者および高齢者世帯の方々に、目的に応じた資金の貸付けを実施するとともに、必要な相談支援を行い、その経済的自立および生活意欲の助長促進、及び在宅福祉および社会参加の促進を図ります。また、善意銀行に寄せられた預託（寄付）金品を財源としてお米、缶詰、インスタント食品などを支給することで生活困窮世帯が貸付制度等の利用を回避できるよう支援します。	社会福祉協議会
地域子育て支援センター事業	地域子育て支援センターにおいて、子育て等に対する相談・情報提供・交流の場の提供・育児サークル等の支援活動や、関係機関、団体等との連携を図りながら、地域の子育て家庭並びに妊産婦に対する支援活動を実施します。	子育て支援センター
子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応できるよう、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施します。	健康づくり課
ひきこもり者やその家族への相談体制の充実	茨城県の精神保健福祉センター及び保健所と連携し、相談体制の充実を図ります。	社会福祉課 健康づくり課
自殺対策の推進	自殺対策に係る知識の普及や相談窓口の周知を行うとともに、地域や関係機関との連携を図ります。	社会福祉課 健康づくり課 関係各課

## 町民や地域のみなさんに期待すること



- 日頃から近所付き合いを深め、身近に相談相手を見つけておきましょう
- 町や社会福祉協議会、事業所の相談窓口を必要に応じて活用しましょう
- 支援やサービスが必要な人を周囲で把握し、町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係機関へつないでいきましょう

## 2 保健・福祉サービスの充実

### 現状と課題

本町では、制度やサービスに関する必要な情報がわかりやすく提供されるよう、広報紙やホームページなど、情報提供に努めています。

アンケート調査による成果指標については、「③福祉サービスの情報入手度を高める」は、前回調査に比べて、5ポイント以上上がっているものの、目標値には達していません。今後、支援を必要とする人が、必要な情報を必要な時に得ることができる環境づくりが求められています。

また、長寿社会を迎えている今、すべての人が主体的に健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を図るため、介護予防に取り組むことが必要となります。

さらに、様々な生活課題には、公的な福祉サービスだけではカバーできない「制度の狭間」にある課題もあります。個人個人の支援にとどまらず、個別の事例を集約し、社会福祉協議会や関係機関等と情報共有することによって、今後の取り組みに生かしていく必要があります。

### 施策の方向性

#### (1) 情報提供の充実

- 利用者が主体的にサービスを選ぶことができるよう、介護保険制度や障害福祉サービス、また子育て支援などの分野別パンフレットやホームページ等を作成し、わかりやすい情報提供に努めます。
- 高齢者や障害者、外国籍の人など、情報入手に困難さを抱える人に配慮した情報提供に努めます。

#### (2) 福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実

- 関係機関とも連携しながら、相談窓口や研修会の場など、様々な機会を通じた情報提供に努めます。

#### (3) 健康で活気のある地域づくり

- 「健康あみ5つのあいことば」を活用し、地域に出向いて健康教育を行うなど生涯を通じた健康づくりや介護予防に対する町民の意識の啓発と取り組みを推進します。
- 年代に応じた保健事業を展開し、生涯を通じた健康づくりや介護予防に対する町民の意識の啓発と取り組みを推進します。

【主な関連事業】

取組名	取組内容	担当課
健康教育	町民の健康づくりに必要な5項目を「健康あみ5つのあいことば」とし、あらゆる世代に向けて、ちらしの配布や講話による普及活動を実施します。	健康づくり課
健康運動普及事業	運動普及推進員の活動を支援し、地域での健康運動普及のための教室を実施します。また、高齢者等の団体に対し、転倒予防、認知症予防のための教室を実施します。	健康づくり課
介護保険事業	介護認定事務：要介護認定等の受付から結果通知までの一連の事務を行い、介護保険サービスの円滑な利用を支援します。 介護給付事務：介護保険サービスを利用した時の保険給付を行います。	高齢福祉課
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業：チェックリストによる事業対象者や要支援認定者が総合事業サービスを利用したときのサービス費の給付や、高齢者を対象とした介護予防の教室等を実施します。 包括的支援事業：地域包括支援センターを運営し、高齢者が支援を要する状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、相談や支援を行います。	高齢福祉課 社会福祉協議会
家族介護支援事業	家庭での介護に関し、介護用品の補助や安心して介護に取り組めるよう介護者を支援し、また、家族介護の経験を活かして介護の担い手を目指す方への助成を行います。	高齢福祉課 社会福祉協議会
障害者介護給付事業	障害者等が可能な限り自立して地域の中で生活できるよう、障害の程度や勘案すべき事項を踏まえ、介護給付サービス及び障害児給付サービスの円滑な利用ができるよう支援します。	社会福祉課

町民や地域のみなさんに期待すること



- 回覧板や広報紙などに目を通すようにしましょう
- 身近な地域の情報発信（口コミ、インターネットなど）に努めましょう
- 日頃から自らの健康管理の意識を高め、必要に応じて相談しましょう
- 定期的な健診で、生活習慣を改善し、生活習慣病の予防に努めましょう
- 交流の場や相談窓口を活用しましょう

# 健康 あみ 5つの あいことば

～ 5つの あいことばで 元気アツス!! ～

わたしが、家族が、みんなが、取り組む健康づくり

## 1 毎日 体重をはかろう

わたしの 望ましい体重は  kg です

※計算方法は裏面です

## 2 減塩しよう

1日の望ましい塩分量は、**男性 8g** **女性 7g**です

## 3 毎日 両手いっぱい野菜(350g)を食べよう

## 4 今より 10分でも多く体を動かそう

## 5 禁煙しよう

元気な高齢期に向けて

**プラス+1**

毎食 たんぱく質を食べよう

(肉・魚・卵・大豆製品など)

家族・ご近所・友達へ どんどん広めていきましょう!  
町の人みんなに 元気が伝えますように...

阿見町 健康づくり課

### 3 権利擁護の推進【阿見町成年後見制度利用促進基本計画】

#### 【成年後見制度利用促進計画の背景】

成年後見制度は、認知症や障害などによって判断能力が不十分な人の権利や財産を守る成年後見人等を選任する制度です。ノーマライゼーション<sup>※</sup>や自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、成年後見人等がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点が制度の趣旨であり、これらの点を踏まえて、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入された制度です。

平成28年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、国は「成年後見制度の理念の尊重」「地域需要に対応した成年後見制度の利用の促進」「成年後見制度の利用に関する体制の整備」を基本理念に掲げ、家庭裁判所や関係者等との緊密な連携を図ることとしました。また、この法律では市町村に対して、制度利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるよう努めることを明示したことを踏まえて、本町では「阿見町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、取り組むものです。

#### 【成年後見制度利用促進計画の位置づけ】

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年度法律第29号）第14条第1項において、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされており、本計画はこれに位置付けられます。

## 現状と課題

認知症の高齢者や知的または精神障害者など、判断能力が不十分な人が増える一方、それを支えてきた親族が少なくなり、成年後見制度を利用する場合も専門職が選任されることが多くなっています。また、障害者の親など、監督者自身が高齢になる中で、親亡き後に対する不安感が増大する状況も見られます。

本町における成年後見制度利用者数は、令和2年10月1日現在39人です。また、アンケート調査によると、成年後見制度を利用しやすくするために必要なこととして、「制度の周知」と回答した人が最も多くなっています。こうしたことから、成年後見制度を含む権利擁護の重要性について普及啓発を積極的に行い、権利擁護の相談体制を強化し、相談者のニーズを見極めて必要な支援につなげる体制を早急に整備する必要があります。

※ ノーマライゼーション：高齢者も障害のある人もない人も、誰もが互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに生活を送れるようにしようという考え方のこと

## ■成年後見人利用者数の推移

単位：人

平成 30 年 10 月	令和元年 7 月	令和 2 年 3 月	令和 2 年 10 月
33	31	36	39

資料：水戸家庭裁判所（各月 1 日現在）

## ■本町における町長申立件数

単位：件

平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
0	1	1	2	1

資料：社会福祉課・高齢福祉課（各年度末日現在）

## 施策の方向性

### （1）権利擁護や成年後見制度の周知啓発と利用促進

- 権利擁護や成年後見制度について広く周知を行うとともに、相談窓口を設置し事業を推進します。また、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の周知に努め、判断能力が十分でない人が地域において自立して生活できるよう、支援を行います。
- 認知症高齢者や障害のある人の「親亡き後」のことを考え、地域包括支援センター、関係機関等と連携し、成年後見サポートセンターを設置し、成年後見制度の利用促進に努めます。

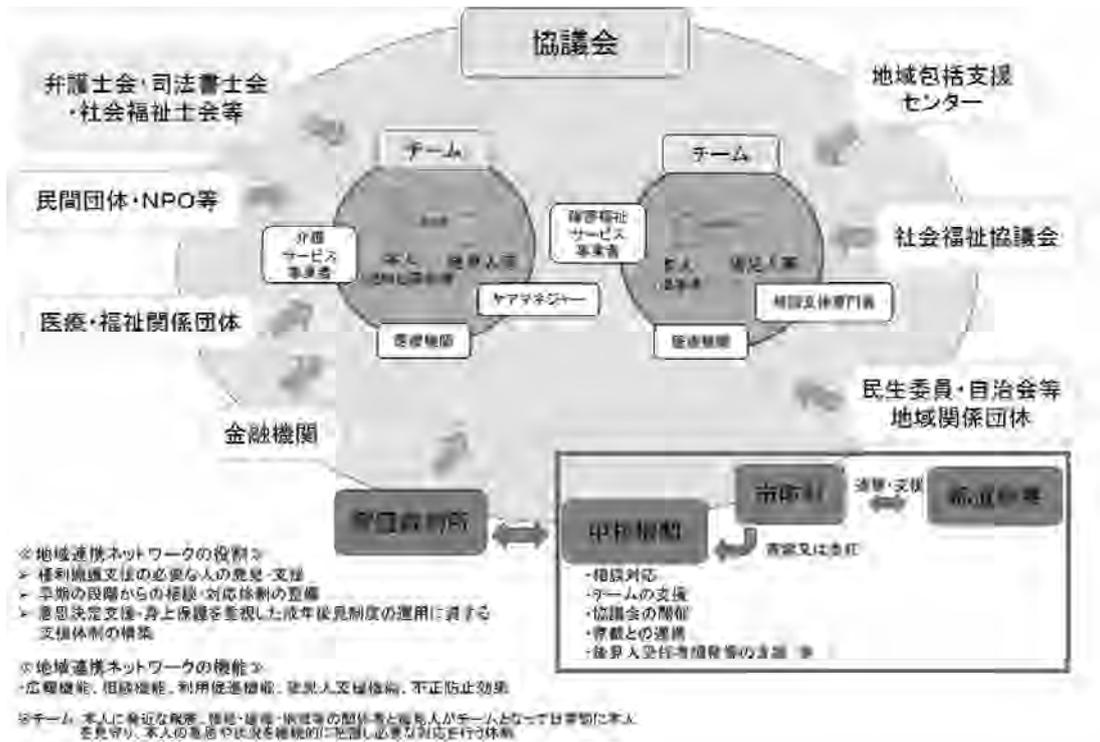
### （2）中核機関の設置運営

- 制度の普及啓発や相談支援、制度利用支援機能を備えた成年後見サポートセンターを設置し、特に支援が必要な人の権利が損なわれないよう支援を行います。
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークを目的とした、全体のコーディネートを行う中核機関の整備を推進します。中核機関の運営は町が成年後見サポートセンターに一部業務委託を行い、協働して行います。また、成年後見サポートセンターの総合相談業務、権利擁護業務の機能を十分に活かし、成年後見制度に関する相談窓口の機能を担い、関係機関との連携を図ることで制度利用が必要な人をいち早く把握し、成年後見制度の適切な利用を促進します。
- 中核機関は、地域連携ネットワーク内での司令塔としての機能、協議会を運営する事務局としての機能、チーム支援の進行管理を行う機能を持つことで、成年後見制度の適切な利用を促進します。

### (3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- 住民及び地域とともに、民間団体、家庭裁判所、社会福祉協議会、行政等が一体的に連携・協力し、制度を必要とする人に対し、制度利用につなげるための体制づくりを行う必要があります。このため、チーム（本人の支援を行う親族、福祉・医療・保健・介護、地域の関係者と後見人等）、チームを支援する協議会、中核機関、そのほか成年後見制度の利用に関連する事業者等により、権利擁護支援のネットワークを構築します。
- チームへの適切なバックアップや、関係機関との連携強化のため、協議会を設置します。
- 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人を育成するための基盤整備も含めた法人後見<sup>※</sup>の実施を検討します。

#### ■地域連携ネットワークのイメージ



※ 法人後見：社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

## 【主な関連事業】

取組名	取組内容	担当課
権利擁護と成年後見制度の周知啓発	広報誌やリーフレット等による情報の発信や、相談窓口の周知、及び講演会等の開催により、制度内容に関する啓発に取り組みます。	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的または精神に障害がある人など、判断能力が不十分で、かつ親族などの援助が得られない人が住み慣れた地域や家において自立した生活が送れるよう、利用者の契約に基づいて、福祉サービスの利用援助等を行います。	社会福祉協議会
成年後見制度利用支援事業	成年後見人等となる親族がいないことで、日常生活の意思決定の不安や、福祉サービス等の利用に支障がある人を対象に、成年後見等開始審判申立てを町長が行い、その申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を行います。	社会福祉課 高齢福祉課
権利擁護支援が必要な人への支援体制の構築	本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組みづくりを推進します。	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
成年後見サポートセンターの設置	成年後見人等支援のため、制度の普及啓発や相談支援、制度利用支援機能を備えた成年後見サポートセンターを設置します。	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
中核機関の設置	中立性・公正性の確保に留意し、中核的な機関のあり方や運営方針について検討し、成年後見サポートセンターに中核機関を設置します。	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
協議会の設置	既存の組織を活かしながら、新たに他職種による成年後見制度に関する支援策の向上について協議する場を設置します。	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
法人後見の検討	社会福祉協議会が後見人となる法人後見の可能性について検討を行います。	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会

## 町民や地域みなさんに期待すること



- 地域での要支援者の見守りに努め、成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用が必要な人がいる場合、町、地域包括支援センター、社会福祉協議会へ情報を提供しましょう
- 権利擁護の仕組みにはどのようなものがあるか、制度について理解を深めましょう

## 4 地域福祉のネットワークづくり

### 現状と課題

福祉活動においては、町民の相談役である民生委員・児童委員がその中心を担っており、民生委員・児童委員が地域で円滑に活動するためには、行政・行政区・自治会・関係機関のサポートが必要不可欠となります。

しかし、その役割と活動内容を理解している人は少なく、活動の負担増や、周囲の理解・協力不足などから、担い手が不足しています。

また、社会福祉協議会は、地域福祉を推進するための中心的な団体として位置づけられています。町全体の福祉意識の高揚を図り、活発な活動に結び付けていくための重要な役割を果たしていくものとして期待されています。今後も、これまで以上に関係機関や福祉団体などとの連携を図り、地域福祉を推進していきます。

さらに、地域での医療・介護・福祉・保健の連携体制を構築し、誰もが住み慣れた地域で安心して過ごすことができる仕組みを構築することが求められます。

### 施策の方向性

#### (1) 民生委員児童委員活動の支援

- 民生委員・児童委員の活動を広報紙やホームページ等で周知し、地域への理解促進を図ります。
- 民生委員・児童委員に対して必要な情報の提供や、研修の充実に努め、その活動が円滑に行われるように支援を行います。

#### (2) 社会福祉協議会との連携強化

- 社会福祉協議会は、町全体の福祉意識の高揚を図り、活発な地域福祉活動を工夫し図ります。
- 阿見町社会福祉協議会地域福祉活動計画に基づき、関係機関や団体などとの連携を図り、地域福祉を推進していきます。

### (3) 多様な活動をつなぐネットワークづくり

- 地域には、行政区や自治会といった地域組織と、ボランティア団体やNPO法人などといった組織があり、民生委員・児童委員も含め、これらの連携を図ります。
- 地域組織とNPO法人などといった組織の交流促進を図ります。
- 要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関との情報を共有し、適切な連携体制を図っていきます。

#### 【主な関連事業】

取組名	取組内容	担当課
要保護児童対策事業	児童虐待や育児放棄などの身近な相談窓口の体制強化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会やケース検討会議を活用し、関係機関と連携を図りながら、子どもと保護者への支援に取り組みます。	子ども家庭課
地域ケア会議事業	地域ケア会議等において、事例を多職種で検討し、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントに向けた支援や、課題解決のための地域ネットワーク構築等をめざします。また、地域課題や不足する社会資源等を把握し、新たな社会資源の開発等につなげていきます。	高齢福祉課 社会福祉協議会

#### 町民や地域みなさんに期待すること



- 地域活動の役割分担を行い、みんなが何かの担当になって主体的に役割を果たせるようにしましょう
- 民生委員・児童委員などの活動を理解し、協力しましょう
- 社会福祉協議会の活動に関心を持ちましょう
- 社会福祉協議会が実施する活動に積極的に参加してみましょう

## 基本目標3 安全・安心な地域づくりを推進する

### 1 防災・防犯体制の充実

#### 現状と課題

本町では、地域において、子どもの見守り活動や自主防災組織の結成などの防犯・防災活動が展開されています。

また、日頃からの見守りにおいて、支援を要する高齢者・障害者等に対して、見守り支援を行うための避難行動要支援者の名簿を作成し、各地区の実情に応じて見守りを行い、災害時の支援体制の確立に向けた活動にも活用しています。安全・安心に暮らせる地域づくりのためには、実施団体の拡充や町内全域への展開に向けた啓発など、共助の活動をさらに広げていくことが重要です。アンケート調査では、地域住民が取り組むべき課題や問題は、「防犯や防災など地域の安全を守ること」が最も多くなっています。

今後は、避難行動要支援者の登録者数の増大が見込まれるとともに支援者側の負担が増大することが懸念されるため、地域における支援団体の拡充及び支援体制のさらなる構築が求められます。

#### 施策の方向性

##### (1) 災害時における地域防災体制づくり

- 地域防災計画に基づき、地域における防災対策及び災害時支援体制の充実を図ります。
- 地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉サービス事業所などとの連携のもと、高齢者や障害者など災害時に配慮が必要な人の安否確認と避難行動の支援ができる体制の充実を図ります。

##### (2) 避難行動要支援者の避難支援体制づくり

- 町民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉サービス事業所などとの連携のもと、高齢者や障害者など災害時に配慮が必要な人の安否確認と避難行動の支援ができる体制の充実を図ります。
- 避難行動要支援者の現状把握とともに、安否確認等災害時の救援活動がスムーズに行えるよう、正確な情報発信・伝達手段を整備、充実していきます。
- 災害時に公共施設を一般避難所として開設した場合、配慮が必要な人のために、「思いやりルーム」という福祉専用スペースを確保します。一般避難所では対応が困難な場合には、福祉避難所を開設します。
- 防災訓練を実施し、地域の安全は地域で守る意識の醸成を図るとともに、地域における自主防災活動の組織づくりを推進します。

### (3) 地域で取り組む防犯体制づくり

- 安全な住民生活を脅かす犯罪や事故を事前に防止するため、地域の実態に応じた防犯対策や危険箇所対策を推進するとともに、ボランティアが行う地域安全運動を支援します。
- 防犯ボランティアの組織の強化、育成を図り、地域住民との協力体制を確立するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。
- 町民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯ボランティアなどの自主防犯組織への協力と参加を呼びかけます。

#### 【主な関連事業】

取組名	取組内容	担当課
自主防災組織育成事業	地域防災計画に基づく「共助」を促進し、地域防災力の向上を図るため、防災士の資格を有する町内の有志「防災アドバイザー」と協力し、各自主防災組織が作成する地区防災計画の作成支援を行います。	防災危機管理課
地域防災事業	災害に備える体制づくりとして、 ・地域防災計画の見直し ・災害情報伝達手段の整備 ・各種団体との災害時応援協定締結 等を進めます。	防災危機管理課
防災訓練実施事業	近い将来発生が懸念されている首都直下地震等、地震災害への対応を、町民・防災関係機関・行政機関等が一同に実践的な訓練を行い、災害対応力の強化と相互の協力体制を確立します。	防災危機管理課
避難行動要支援者の登録	地震や風水害などの災害発生時に、一人で安全に避難場所まで避難することが困難な高齢者や障害者等(避難行動要支援者)を支援するため、避難支援を希望する人の名簿登録と併せて、登録される一人一人について、誰が支援してどこの避難所に避難させるかを定める避難支援プラン(個別計画)の作成を行います。	社会福祉課
青色防犯パトロール事業	防犯活動によって、犯罪発生を抑止を図り、児童・生徒等の安全確保、安全で安心なまちづくりの実現を目指します。	生活環境課
防犯対策事業	犯罪や事故の無い明るい地域をつくるための防犯灯の設置、防犯組織への活動助成、地域防犯組織の育成を行います。	生活環境課
空家対策事業	空家等の管理不全な状態の解消を促すことにより、町民の生活環境の保全及び安全の確保に努めます。	生活環境課
空家バンク制度事業	町内にある空家等の有効活用を通し、空き家等の管理不全を予防し、良好な住環境の維持を推進します。	都市計画課

#### 町民や地域のみなさんに期待すること



- 日頃から防災意識を高め、避難場所や避難経路を確認しましょう
- 防災グッズや食料・飲料水を準備しましょう
- 防災訓練に参加しましょう
- 自分たちで住みよい・安全な地域にしていこうとする意識を持ちましょう
- 日頃から防犯意識を高めましょう

## 2 暮らしやすい生活環境の充実

### 現状と課題

本町では、公共公益施設や公共交通機関などの改修やバリアフリー化を進めていますが、地域からは、通学路の歩道整備を始め、安心して暮らすことができる環境づくりに対する意見が挙がっており、より多くの方が安全で快適に生活できるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>の視点による住環境の整備が必要です。

また、誰もが気軽に利用できる移動手段の確保が必要となります。特に、高齢者や障害者が、買物や医療機関への通院も含め必要な外出ができるよう、移動支援の充実が求められています。

さらに、年齢や性別、障害の有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し理解し合いながら支え合い、誰もが地域の中で充実感をもって働き暮らしていけるような地域・社会の実現に向けた取組が重要です。

### 施策の方向性

#### (1) 快適に暮らせる環境づくり

○町民一人ひとりにとって、自分たちの住む地域が快適でいつまでも住み続けたい場所であるために、地域住民の協力のもと、まちの環境美化に努めます。

○地域における交通環境の充実を図るとともに、高齢者や障害者など日常の外出が困難な人に対する移動支援の検討をします。

#### (2) バリアフリー等によるまちづくりの推進

○誰もが自由に外出や移動ができるよう、ユニバーサルデザインについての啓発や公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障害者、子育て家庭などをはじめ、外出支援・移動手段の確保に努めます。

○共生社会の実現に向け、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、お互いの個性や多様性を認め、支え合い、助け合えることができるよう、合理的配慮を身につけながら、偏見や差別などの心のバリアをなくす「心のバリアフリー」の取組を推進します。

<sup>\*</sup> ユニバーサルデザイン：年齢・性別・国籍・個人の能力にかかわらず、当初からできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインするという考え方であり、その対象は、ハード（施設や製品など）からソフト（教育や文化・サービスなど）に至るまで多岐に渡る。

## 【主な関連事業】

取組名	取組内容	担当課
移動支援事業	移動に困難のある重度の身体・知的・精神障害者を対象に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を促すための移動を支援します。	社会福祉課
外出支援サービス	65歳以上の高齢者等で一般の公共交通機関を利用することが困難な人に、通院及び通所に必要な送迎を行うための助成を行い、在宅福祉の推進及び家族の負担軽減を図ります。	高齢福祉課
高齢者買物支援実証事業（移動スーパー）	徒歩圏内に店舗がなく、また車や免許がないことから自家用車での移動が困難な人に、移動販売車による食料品等の生活必需品を販売し、買い物を支援します。	高齢福祉課
公共交通対策事業	阿見町デマンドタクシー【あみまるくん】の運行により、車を運転しない人や、交通手段に不便をきたしている人の移動利便性の向上に努めます。	都市計画課
バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	ヘルプマーク※やいばらき身障者等用駐車場利用証制度の周知や、身障者等用駐車場の適正利用を促進します。	社会福祉課
	公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインに基づいた整備、利用者にとって分かりやすい案内表示の設置を推進します。	関係各課
低床カー貸出事業	高齢者・障害者（児）を同乗して外出する人に、車椅子ごと乗れる軽車両を2日間限定で貸出します。ガソリン代として1kmあたり10円の負担があります。予約は1ヶ月先まで可能ですが複数の予約は出来ません。（当日、予約がない場合は使用可）	社会福祉協議会
居住地校交流事業	特別支援学校と地域の小・中学校等の子どもたちが交流を深めることにより、地域の仲間として自然にかかわりながらともに助け合い、支え合っていくことの大切さを学ぶ機会を推進します。 また、特別支援学校に通う子どもたちが居住する（自宅のある）地域の小・中学校等の子どもたちと一緒に交流や学習活動を行います。	指導室
就学前教育事業	幼児教育において家庭・地域の教育力の向上を目指し、子どもたちを地域で支える意識の醸成を図ります。また、幼稚園・認定こども園・保育所との連携をより一層強化していき、健やかな成長のための適切な環境づくりを目指し、充実した教育が提供できるよう努めます。	生涯学習課 子ども家庭課
保幼小連携事業	幼稚園・認定こども園・保育所での育ちと学びを小学校での学びにつなぐ教育活動を実践するために、小学校と幼稚園・認定こども園・保育所が連携し、お互いの教育・保育を理解し、見通して、子どもの育ちと学びを連続させていく保幼小連携教育の充実を図ります。	生涯学習課 保育所 子ども家庭課

※ ヘルプマーク：外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマーク

## 町民や地域みなさんに期待すること



- 町民一人ひとりが責任を持ち、ごみ出しなど、モラルやマナーを守りましょう
- 地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう
- 地域の危険箇所を発見したら、地域や行政に情報提供をしましょう
- 外出や移動の際はお互いに協力しましょう
- 隣近所や地域の商店などが協力・連携し、買い物支援を進めましょう
- 高齢者や障害者、まちに暮らす様々な人たちの立場に気づき、理解し、行動につなげましょう

# 第5章

## 計画の推進に向けて

## 1 計画の推進体制

地域福祉の主役は、全ての町民です。町民と行政及び社会福祉協議会、そして地域で活動する行政区・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO、事業者などのさまざまな団体が地域福祉の担い手となり、協働して取り組んでいく必要があります。

### (1) 町民の役割

町民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員となり、地域の支え合い、助け合いの担い手の一員であることの自覚を持つことが大切です。

今後は地域福祉の担い手として、地域で起こる問題を「我が事」として捉えながら地域の中で解決するためには何ができるかを考え、実際の行動に移していくことが期待されています。

### (2) 地域の役割

行政区・自治会は、町民にとって最も身近な存在として、地域での支え合い・助け合いの意識の高揚を図るとともに、町民と行政の協働に参画する一員としての役割を果たすことが期待されます。

NPO法人、ボランティア団体など福祉に関する活動を行う団体は、地域の保健や福祉についてのニーズに対して、今まで培った経験や技術・知識を活かした地域への貢献や活躍が求められています。

### (3) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、支援を必要とする人と関係機関等をつなぐ役割を担っており、福祉サービスの狭間にある人や、何らかの支援が必要であるにもかかわらず結びついていない人への対応などで、近年はその役割がさらに大きくなっています。

また、現在の公的な制度や施策だけでは解決できない不安や孤独、孤立、ひきこもりなどの心の問題を抱えた人たちの発見や、信頼関係を築きながらの身近な相談・援助も期待されています。

### (4) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

とくに社会福祉法人は、その公益性、非営利性に基づき、地域における公益的な取組の実践を地域と連携して実施していくことが期待されています。

### **(5) 社会福祉協議会の役割**

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられており、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、普及、助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するためのさまざまな事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への住民参加をはじめ、計画のそれぞれの分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

### **(6) 行政の役割**

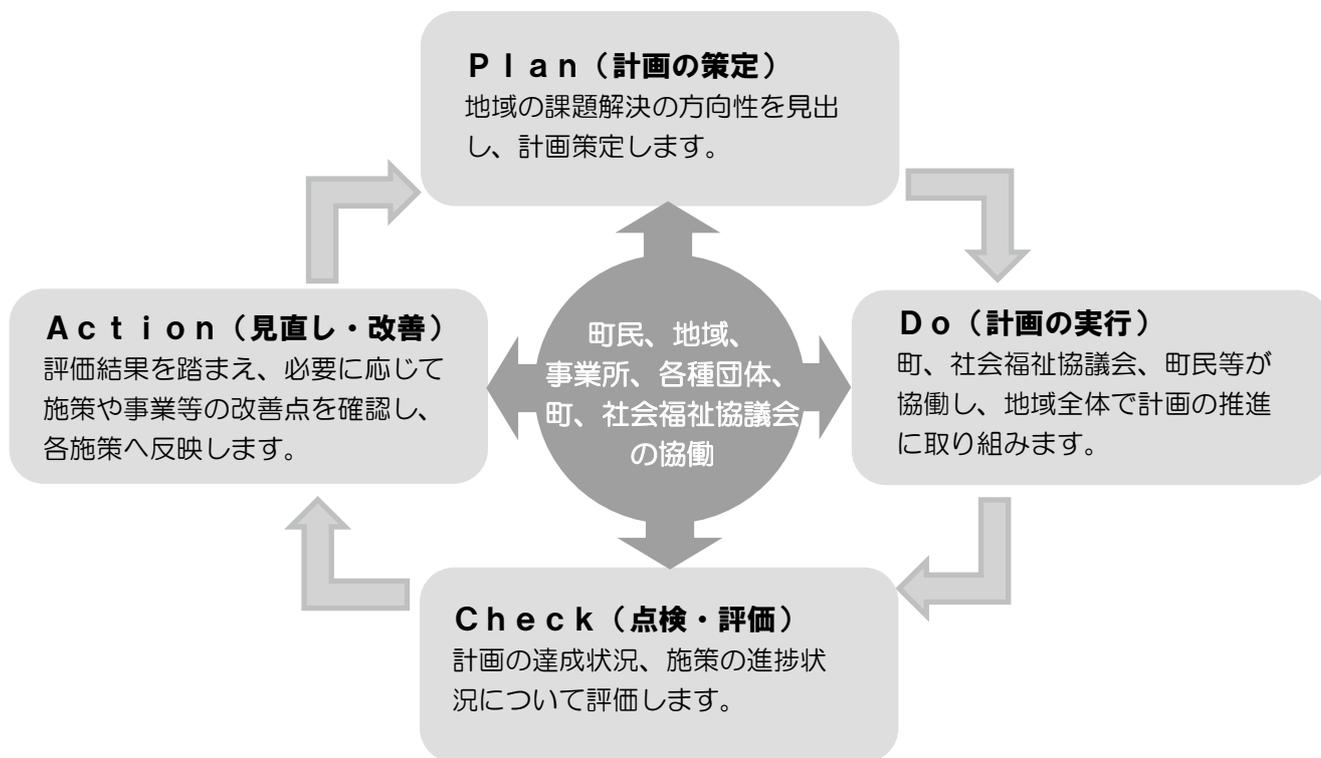
地域福祉の推進にあたっては、行政は町民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。

そのため、様々な関係機関・団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、町民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

さらに、地域福祉への町民参加の拡充に努めるとともに、包括的な支援体制づくりを進めます。

## 2 進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。また、本計画に定める成果目標および施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら分析・評価をし、改善・見直しを行います。



### 3 目標値の設定

本計画では、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、目標値を設定します。また、目標値は、町民、地域、事業所、町の連携・協力により達成するものです。

目標数値	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)	出典
①福祉への関心度を高める (福祉への関心で「とても関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した割合)	75.6%	85.0%	アンケート調査
②阿見町の保健福祉施策の満足度を高める (阿見町の保健福祉施策の満足度で「とても充実している」、「まあまあ充実している」と回答した割合)	59.4%	70.0%	アンケート調査
③福祉サービスの情報入手度を高める (福祉サービスの入手状況で「十分入手できている」、「十分ではないが、入手できている」と回答した割合)	34.2%	40.0%	アンケート調査
④地域予算制度に基づく地域づくり会議の設置数	2 地域	8 地域	町民活動課
⑤地域子ども食堂の開設箇所	2 箇所	7 箇所	社会福祉課 子ども家庭課
⑥ワンストップで対応できる総合相談窓口の設置	—	設置済	関係各課
⑦権利擁護に関する普及のための周知回数	講演会 1 回	広報 3 回 講演会 2 回	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
⑧成年後見制度に関する相談や成年後見人等の受任、成年後見制度の普及・啓発、さらに全体のコーディネートを行う中核的な役割を担う成年後見サポートセンターの設立	—	設立済	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
⑨地域防災活動の充実(地区防災計画、避難計画)作成	24 行政区	55 行政区	防災危機管理課



# 資料編



# 1 阿見町地域福祉計画策定委員会運営要綱

平成 22 年 1 月 29 日告示第 11 号

## 阿見町地域福祉計画策定委員会運営要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条第 1 項に規定する阿見町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定及び変更に関し必要な事項を協議するために設置する阿見町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に係る調査研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画に係る調査、分析及び評価に関すること。
- (3) 地域福祉計画の進捗状況の点検等に関すること。
- (4) その他地域福祉計画の策定及び変更に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会の委員は、20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町民を代表する者
- (3) 福祉関係団体を代表する者
- (4) 町議会を代表する者
- (5) 町職員を代表する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員会の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱又は任命することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

**第7条** 委員会は、必要に応じ、資料の収集、現状分析、素案の作成等を行うため、ワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、町長が任命する町職員をもって組織する。
- 3 ワーキングチームの会議は、保健福祉部長の命により、社会福祉課長が必要に応じて召集する。この場合において、社会福祉課長は、会議を総理する。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 24 年 3 月 30 日告示第 96 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 26 年 12 月 22 日告示第 263 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。  
(最初の委員の任期)
- 2 この告示による改正後の阿見町地域福祉計画策定委員会運営要綱第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に委嘱する委員の任期は、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

**附 則**(平成 30 年 3 月 16 日告示第 35 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 阿見町地域福祉計画策定委員名簿

令和3年3月31日現在

No	氏名	所属・役職名	備考
1	下司 優里	流通経済大学 社会学部准教授	
2	松田 智行	県立医療大学 保健医療学部准教授	副委員長
3	下山 昇	区長会副会長	
4	野呂 薫	民生委員・児童委員協議会副会長 阿見中地区	
5	下村 茂	民生委員・児童委員協議会副会長 朝日中地区	
6	佐藤 勲	民生委員・児童委員協議会副会長 竹来中地区	
7	田邊 勉	筑見行政区住民	委員長
8	大竹 けい子	ボランティア連絡会世話人副代表	
9	大谷 道夫	阿見翔裕園 施設長	
10	笠井 広子	NGO 未来の子どもネットワーク代表	
11	木村 照子	阿見町シルバークラブ連合会会長	
12	福島 タミ子	阿見町障害者福祉協議会会長	
13	根本 久子	茨城 NPO センター・コモンズ 支援員	
14	紙井 和美	町議会民生教育常任委員会代表	
15	中村 政人	町民活動センター所長	
16	飯野 利明	阿見町社会福祉協議会事務局長	
17	湯原 勝行	阿見町保健福祉部長	

(敬称略、順不同)

### 3 策定経過

年月日	事項
令和2年2月4日	第1回 阿見町地域福祉計画策定委員会 ○住民アンケート内容について
令和2年3月2日～ 令和2年3月25日	町民アンケート調査の実施 ○20歳以上の町民2,000人対象
令和2年8月4日	第2回 阿見町地域福祉計画策定委員会 ○アンケート調査の結果について
令和2年8月17日～ 令和2年8月31日	民生委員・児童委員アンケート調査の実施 ○民生委員・児童委員82人対象
令和2年11月16日	第3回 阿見町地域福祉計画策定委員会 ○骨子案（素案）について
令和3年1月25日～ 令和3年2月3日	第4回 阿見町地域福祉計画策定委員会 ○施策の内容について
令和3年2月15日～ 令和3年3月8日	パブリックコメント実施 ○阿見町地域福祉計画（素案）に対する意見募集
令和3年3月24日	第5回 阿見町地域福祉計画策定委員会 ○パブリックコメント結果報告 ○計画案の最終検討

---

## 阿見町地域福祉計画

第3次計画 令和3年度～令和7年度

発行年月 令和3年3月

発行 阿見町 保健福祉部 社会福祉課

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央 1-1-1

T E L : 029-888-1111 (代表)

F A X : 029-887-9560

U R L : <http://www.town.ami.lg.jp/>

---

